

教師の資質能力の向上について

- 新型コロナウイルス感染症への対応
- 教職員研修の効果的な実施
- 社会教育主事の配置と社会教育士の活用



総合教育政策局教育人材政策課

令和2年5月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 新型コロナウイルス感染症への対応
 - 教育実習・介護等体験の実施に当たっての留意事項
 - 教育実習の実施期間の弾力化
 - 学校・子供応援サポーター人材バンク
 - 免許状更新講習／免許法認定講習の実施方法の特例等
2. 教職員研修の効果的な実施
3. 社会教育主事の配置と社会教育士の活用

教育実習・介護等体験の実施に当たっての留意事項

令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について（概要）

【令和2年4月3日通知】

教育実習は、学生が学校現場での教育実践を通じて、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教師になるための能力や適性を考える上で極めて重要な機会である。今年度の教育実習については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域によっては、学校の臨時休業に伴い、特に年度の前半において実施が困難になる場合もあり得るため、各大学等に対し、

- ① 地域の状況に応じて、春に予定していた実施時期を秋以降に変更すること
 - ② 受け入れ数が制限される場合には、卒業年次の学生を優先すること
 - ③ 学生が実習に参加するに当たっては万全の感染症対策を講じること
- など教育実習を実施するに当たっての留意事項を示したもの。

令和2年度における介護等体験の実施に当たっての留意事項について（概要）

【令和2年4月3日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小中学校の教員免許状授与に必要な介護等体験について、例年通りの実施が困難となる可能性があるため、各大学等に対し、

- ① 地域の状況に応じ、実施時期を秋以降に変更すること、
 - ② 卒業年次の学生を優先すること、
 - ③ 障害者や高齢者等と直接の交流以外の体験内容を中心とすること
- など介護等体験を実施するに当たっての留意事項を示したもの。

教育実習の実施期間の弾力化

令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化について（概要） 【令和2年5月1日通知】

4月16日に、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことにより、臨時休業が延長されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等（以下「小学校等」という。）が全国的に相当数生じてきていることや、さらなる臨時休業の長期化を踏まえ、教育実習※の実施期間の弾力化について考え方を示すもの。

※今回の対処は、教育実習（例：小学校5単位）のうち事前事後学習の1単位を除いた部分

【通知の内容】

1. 令和2年度に限って、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲を大学・専門学校等における授業により行うことは差し支えない。その際、大学・専門学校等における授業についても、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること等に努めることが強く期待される。
2. 小学校等における令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する等の学習支援人材としての活動は、各大学・専門学校等の判断により、授業の目的と密接に関わる場合は、
 - ・ 学校体験活動※
 - ・ 教育実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で行う授業として位置付けることが可能であること。

※学校体験活動は、教育実習の単位の一部とすることができる。現行制度上、既に学習支援人材としての活動は、学校体験活動に位置付けることが可能となっているが、今回改めて周知。
3. また、特別支援学校教諭の教職課程における教育実習、養護教諭の教職課程における養護実習、栄養教諭の教職課程における栄養教育実習についても、1及び2について同様の取り扱いとする。

- ✓ 学校再開後を見据え、各教育委員会における学校をサポートする人材の確保に向けた取組の一助となるよう、文科省HPにおいて「学校・子供応援サポーター人材バンク」を令和2年4月24日に開設しました。
- ✓ 本人材バンクの情報については、各教育委員会の募集、採用等の一助となるよう、定期的に文科省から登録いただいた方の希望勤務市町村の属する都道府県・指定都市教育委員会に対して、個別に提供いたします。本人材バンクも御活用いただきながら、引き続き、必要な人材の確保に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

【令和2年4月】






退職教員の皆様をはじめ学校をサポートいただける皆様へ

学校・子供応援サポーター人材バンク開設！

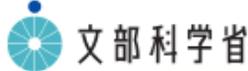
子供たちのために退職教員の皆様の力を貸してください

休校明けの学校は、子供たちの学習指導や心のケア、感染症対策等、
沢山の大人たちのサポートが必要になります。(有償/無償)
学校や教育委員会が必要な人材をすぐに探すことができるよう、
御協力いただける皆様からの登録をお待ちしています。

大学生や地域の皆様からのご登録も是非お願い致します

簡単登録 1分！

登録フォームはこちら
<https://pf.mext.go.jp/admission/12364-2.html>




退職教員の皆様をはじめ学校をサポートいただける皆様へ

学校・子供応援サポーター人材バンク

に関するお知らせ

文部科学省では、学校再開後、各地域において、学校をサポートしていただける人材が必要となる機会も多くなるため、教育委員会等が必要な人材をすぐに探すことができるよう、人材バンクを開設しました。

Q どんなんことをサポートすればいいの？

A 自治体によって、募集内容が異なりますが、例えば以下のようなイメージです。

- 退職教員や教員免許取得を目指している方、大学生、勤続師等の皆様には、子供の学習支援や子供の個別の学習サポートを
- ICTが得意な方は、学校と家庭をICT等をつなぐサポートを
- そのほか、簡単な事務作業、感染症対策のための校舎内の消毒等のサポートを 等

Q 教員免許はいらないの？

A 登録には必要ありません。自治体や募集内容によって、社会人経験の有無や年齢制限など、採用の資格要件が異なりますが、教員免許が失効していたり、教員免許を保有していなくても、サポートいただけることはあります。この人材バンクでは、教員免許の有無にかかわらず、幅広い方々からの登録をお待ちしています。

Q 登録したら必ず採用されるの？実際サポートするまでの流れはどうなるの？

A 登録すると名簿に登録されます。必ず採用されるわけではありません。サポートいただくまでの流れのイメージはこちらですQ (自治体によって異なります)

- 1 登録フォームから登録
- 2 文部科学省の「人材バンク」の名簿に登録
- 3 希望された勤務地(市町村)がある都道府県・政令市の教育委員会へ文科省から名簿を提供
- 4 教育委員会等で地域の状況を踏まえて、名簿登録者の採用の有無を検討
- 5 教育委員会等から登録された方へサポート内容の相談や面接、勤務条件等の確認、任用等サポート開始!

Q 勤務条件はどうなるの？報酬はどのぐらいもらえるの？

A 自治体によって異なります。登録いただいた情報をもとに、教育委員会等で求めている人材とマッチした場合には、本人にご連絡し、報酬を含めた勤務条件やサポートいただく内容など、具体的にご相談することになります。

※一般的に、各自治体では資格要件として、地方公務員法第16条の欠格条項(禁罰以上の罰、懲戒免職処分等)等に該当しないことを求められます。

Q いつからの勤務になるの？今は感染が心配です。

A 採用時期は自治体によって異なります。基本的には、地域の感染状況を踏まえて、学校が再開した後での学校現場でのサポートを想定しているものです。

お問合せ先 文部科学省初等中等教育局財務課 03-5253-4111 (内線：2587) (平日：10:00-16:00)

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「**学校教育活動の充実**」と「**働き方改革**」を実現

学力向上を目的とした学校教育活動支援

事業内容

予算額（案）：32億円（+1億円）
人数：8,000人（+300人）

拡充 ●児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

(例) 児童生徒の学習サポート 学校生活適応への支援

- ・補習や発展的な学習への対応
- ・外国人児童生徒等の学力向上への取組
- ・地域の教育資源を活用した学習活動の支援（総合的な学習の時間、学校外学習）

- ・不登校・中途退学への対応
- ・いじめへの対応



進路指導・キャリア教育

- ・キャリア教育支援
- ・就職支援



教師の指導力向上等

- ・校長経験者による若手教員への授業指導
- ・子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

事業内容

予算額（案）：19億円（+5億円）
人数：4,600人（+1,000人）

拡充 ●教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材（卒業生の保護者など）

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3
都道府県・指定都市2/3

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。
※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を支援

中学校における部活動指導員の配置

事業内容

予算額（案）：11億円（+1億円）
人数：10,200人（+1,200人）

拡充 ●適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会への部活動指導員の配置を支援

新規 ●学校区域等の地域人材に加え、より広範囲で人材確保を進められるよう「交通費」を支援

想定人材

指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材

実施主体

学校設置者（主に市町村）

負担割合

国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
(指定都市：国1/3、指定都市2/3)

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。
※支援に際しては、上記ガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。
※交通費については、人材確保のための人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

学力向上を目的とした学校教育活動支援

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額 32億円
(前年度予算額 31億円)



事業内容

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援

(7,700人→**8,000人** (+300人)に拡充)

(例)

<h3>児童生徒の学習サポート</h3> <ul style="list-style-type: none">補習や発展的な学習への対応外国人児童生徒等の学力向上への取組地域の教育資源を活用した学習活動の支援 (総合的な学習の時間の学校外学習)	<h3>学校生活適応への支援</h3> <ul style="list-style-type: none">不登校・中途退学への対応いじめへの対応 
<h3>進路指導・キャリア教育</h3> <ul style="list-style-type: none">キャリア教育支援就職支援 	<h3>教師の指導力向上等</h3> <ul style="list-style-type: none">校長経験者による若手教員への授業指導子供の体験活動の実施への支援

想定人材

当該分野に知見のある人材 (退職教職員や教師志望の大学生など)

実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

報酬、諸謝金、交通費・旅費、補助金・委託費 等

*支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

活用イメージ

1 学力向上のための学習支援

TT (チームティーチング) や放課後の補習等、きめ細かな学習指導により児童生徒の学力向上を支援



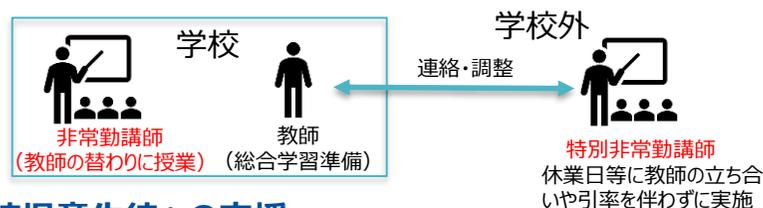
2 専門性を持った外部講師の活用

- 地域の教育資源の活用等による体験活動や専門家による出前授業等を通じた多様な学習活動の充実
- 英語の授業等における英語が堪能な地域人材等の活用



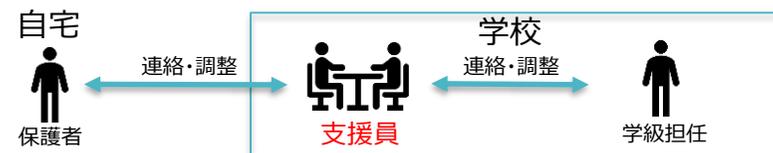
3 「総合的な学習の時間」の学校外学習

担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替する非常勤講師の配置や、地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用



4 不登校児童生徒への支援

- 家庭連絡や家庭訪問等のきめ細かい対応を通じ、継続的に児童生徒と関わることで、不登校児童生徒を支援
- 学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への別室での指導



スクール・サポート・スタッフの配置

(補習等のための指導員等派遣事業の一部)

令和2年度予算額 19億円
(前年度予算額 14億円)



背景

教員の勤務時間が長時間化

(教諭の1週間当たりの学内総勤務時間(持ち帰り時間は含まない))

【小学校】53時間16分(H18) → 57時間29分(H28)

【中学校】58時間06分(H18) → 63時間20分(H28)

※平成28年度教員勤務実態調査

教師でなければできない業務に注力できるよう、
スクール・サポート・スタッフの配置に要する費用の1/3以内を補助 (H30年度～)

事業内容

教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、教師の負担軽減を図れるよう、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援

想定人材

地域の人材(卒業生の保護者など)

(3,600人 → **4,600人** (+1,000人) に拡充)

用務例

 学習プリントの印刷

 家庭への配布文書の印刷・仕分け

 採点業務の補助

 来客対応や電話対応

 学校行事や式典等の準備補助

配置効果

- スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の変化 **週▲1時間28分** (前年度比)
- 明らかに教材研究、生徒指導など教員の本務に割くことのできる時間が増えている。
- 印刷等を行っていた放課後の時間を有効活用でき、これまでより早く退校できている。
- 分業することで、教材やプリント作成等に計画的に取り組むようになった。

(平成30年度 文部科学省調べ)



実施主体

都道府県・指定都市

負担割合

国1/3 都道府県・指定都市2/3

補助対象経費

報酬、期末手当、補助金・委託費 等 ※会計年度任用職員への移行に伴う「期末手当」を新たに措置

※各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

※支援に際しては、各自治体において客観的な在校等時間の把握等を行っていることを前提とする。

免許状更新講習／免許法認定講習の実施方法の特例等

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例等について（概要） 【令和2年3月31日通知】

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（概要） 【令和2年4月28日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大学等における免許状更新講習について例年通りの開講が困難となる可能性があるため、免許状更新講習の実施に当たって感染症対策の徹底を求めるとともに、本年6月30日までに認定申請を行った免許状更新講習については、令和3年3月31日までの間、

- ① 対面式免許状更新講習について、変更届の提出により通信式免許状更新講習として実施すること
- ② 通信教育・放送・インターネット等を活用した免許状更新講習の履修認定試験について、郵送により実施すること
(試験問題の送付に当たっては、講習開設者のHPに受験者のみが閲覧できるページを作成し試験問題を掲載する方法も認める)
等を認める措置を示したもの。

新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許法認定講習の実施方法の特例について（概要） 【令和2年4月28日通知】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大学等における免許法認定講習について例年通りの開講が困難となる可能性があるため、本年8月31日までに認定申請を行った免許法認定講習については、令和3年3月31日までの間、対面による講習に相当する教育効果を有すると講習開設者が認めるものについて、インターネット等を活用した形態によって実施することを認める措置を示したもの。

【実施形態の例】

- ① テレビ会議システム等を用いた同時双方向型の遠隔による講習
- ② オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔による講習（授業の終了後すみやかに設問解答、添削指導、質疑応答による十分な指導を行うとともに、学生の意見の交換の機会が確保されているものに限る。）

教職員研修の効果的な実施(1)



独立行政法人教職員支援機構



全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるよう「校内研修シリーズ」を始め、講義動画などの研修教材を提供しています。

NITS 校内研修シリーズ [検索](#)

校内研修で活用する例

研修の冒頭で視聴し、それをふまえた演習を行う流れが可能です。

20分



NITSオンライン講座

40分



演習



発表・まとめ

個人で活用する例

スマホやタブレットのQRコードアプリで読み込んでアクセス。



「オンライン講座、使っています」利用者の声より

初任研で使った。
自分自身に合う
テーマや内容を
選びやすい。

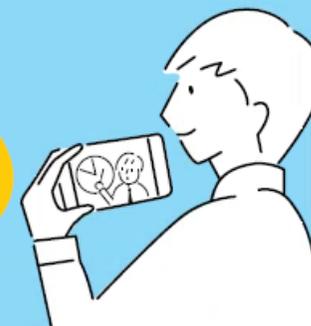
専門的な研修を
手軽にできるから
いいのでは?

具体的な対応例が
わかりやすかった。

コンパクトに
まとめられているのがよい。
そのまま校内研修で
活用できる。

日々の授業実践に
役立てることができた。

出張は時間が大幅に
削られる。オンラインで
研修できれば、業務に
時間を費やせる。



※教職員支援機構は、平成13年に設立された「独立行政法人教員研修センター」を前身として、平成29年4月1日より新たに発足。全国の教職員の養成・採用・研修を担う関係機関との中核拠点であり、年間受講者数は約8,000人。

教職員研修の効果的な実施(2)

各教育委員会等が作成した教材を効率的に共有できるサイト

【独立行政法人教職員支援機構ホームページ】

例えば、「教育の情報化」を検索すると・・・

教材名	教育委員会等
1 タブレットPCスキルアップテキスト	福島県教育センター
2 情報教育ガイドブック	茨城県教育研修センター
3 G-TaK, NET_BB	群馬県総合教育センター
4 千葉県教育情報データベース	千葉県総合教育センター
5 チバゲーシティ22	千葉県総合教育センター
6 みんなの掲示板	千葉県総合教育センター
7 友達募集掲示板	千葉県総合教育センター
8 「かながわ授業のタネ」	神奈川県立総合教育センター

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の管駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

県社会教育主事による支援 ～オーダーメイド型支援（秋田県）・学校運営協議会への支援（島根県雲南市）～

市町村や学校へのオーダーメイド型支援（秋田県）

社会教育主事の配置状況等

県生涯学習課、各教育事務所・出張所、生涯学習センターの社会教育主事20名が事業に対応。

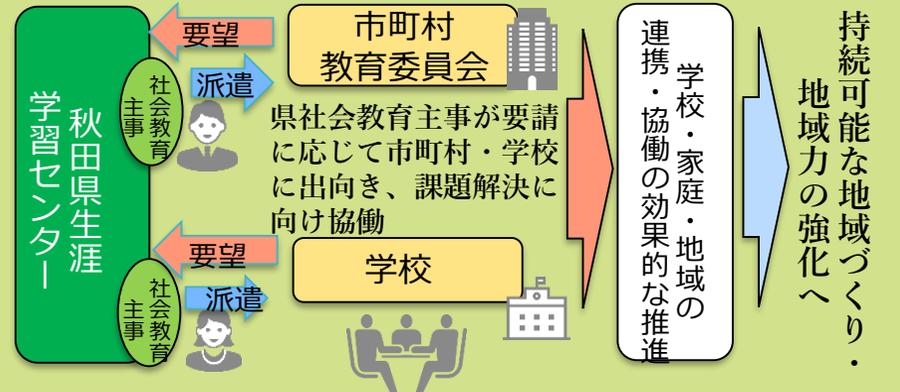
学校・家庭・地域の連携・協働を進めるにあたり市町村や学校が抱える課題の解決に資するため、要請に応じ、期間や形態などの支援内容を協議の上で、**県が社会教育主事を派遣**。その**経験やネットワークを生かして市町村や学校を支援**する。

オーダーメイド型支援実施にあたって

- ・社会教育主事を市町村や学校に派遣するにあたり、期間や形態（集中型・分散型等）や人数については希望する市町村教育委員会・学校との協議を経て決定。
- ・“県からの指導”をするスタンスではなく、**課題解決に向けて協働**していけるよう、市町村教育委員会や学校の職員と共に繰り返し熟議する機会を設け、計画立案や研修会等の実施をサポート。

市町村・学校における課題例

- ・学校運営協議会の在り方
- ・熟議の活用
- ・コミュニティ・スクールの設置
- ・地域学校協働活動推進員をどのように選定すればよいか
- ・放課後の学習機会
- ・家庭教育支援
- ・学校支援活動の方向性
- ・・・etc



学校運営協議会への支援（島根県雲南市）

社会教育主事の配置状況等

島根県雲南市：人口約39,000人
2019年度は社会教育主事を4名配置。
(うち2名は県からの派遣社会教育主事)

雲南市では平成31年度までにすべての公立小・中学校をコミュニティ・スクールとすることをめざし、5年計画で学校運営協議会を各中学校区ごとに設置。**社会教育主事が日頃のネットワークや専門性等を活かし、学校の求めに応じて、運営協議会メンバーの人選や協議会の進行ファシリテート等をサポートした。**

教育委員会機能の強化と派遣社会教育主事の位置づけ

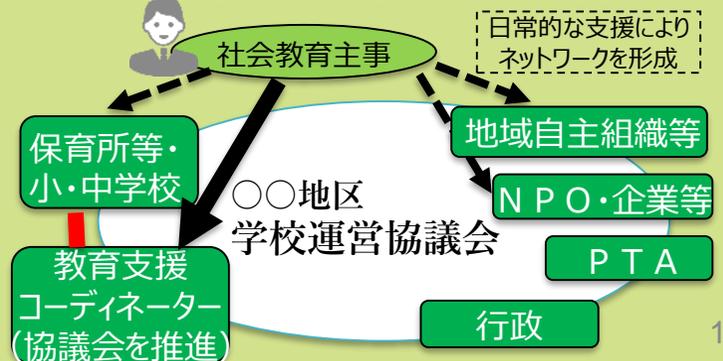
- ・地域コーディネーター（各小学校）と教育支援コーディネーター（各中学校）を配置し、学校と教育委員会だけでなく、学校間・地域間の連携を強化。また、**地域と連携・協働した特色ある教育活動を支援する専門職員として県からの教員籍派遣社会教育主事を配置**。

社会教育主事による学校運営協議会への支援

- ・社会教育主事が日常的に支援している“地域自主組織”（地域住民の自主的な生涯学習活動等の場）やNPO、企業、PTA等と協力し、学校教育と社会教育の連携・融合を図る推進組織として学校運営協議会を位置づけ。学校運営協議会の推進を担うコーディネーターを**社会教育主事が支援**。



社会教育主事による学校運営協議会支援



「社会教育士」について

「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

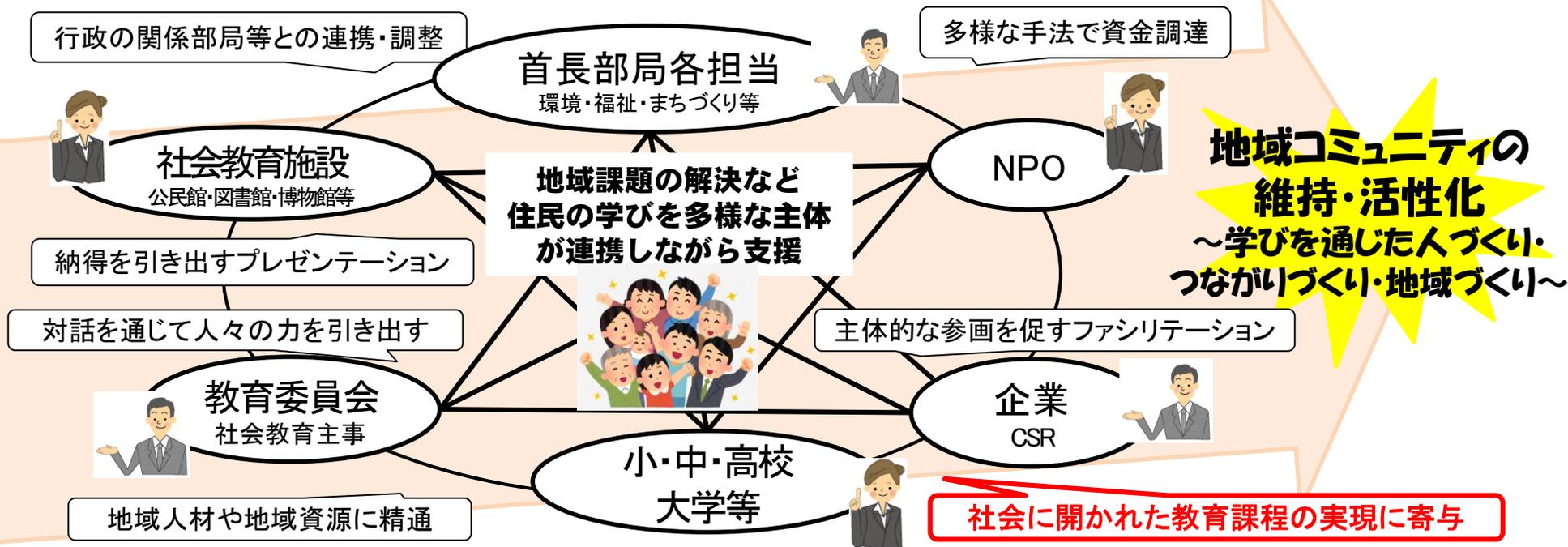
- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに活躍していくことを図るため、令和2年4月より新設された称号
- 身につける**社会教育の体系的理解や専門性、コーディネート能力・ファシリテーション能力**等の発揮が期待される

「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の**多様な主体と連携・協働**して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における**学習活動の支援**を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
- 住民の地域社会への**参画意欲を喚起**する
- 住民の多様な**特性に応じて学習支援**を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、**地域学校協働活動等につなげる**
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく



社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることでさらなる学習機会の充実とネットワーク化が可能に！



社会教育主事有資格教員の活用 ～地域連携教員（栃木県）・嘱託社会教育主事（仙台市）

「地域連携教員」制度（栃木県）の概要

学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の観点から効果的・効率的に展開し、**子供たちの生きる力の育成と地域に根ざした特色ある学校づくりを推進**するため、平成26年度から**県内すべての公立学校に地域連携教員を配置**。

その際、**社会教育主事有資格者の教員を積極的に活用**している。

社会教育主事有資格者の計画的な養成

有資格者の公立学校への全校配置を目指し、計画的に養成している。

- ・教員籍職員のうち、有資格者数：1,166名（2019年10月現在）
- ・2019年度の社会教育主事講習受講者数：76名

【社会教育主事有資格教員として期待される役割】

- 学校・家庭・地域との連携のための校内のコーディネート
 - ・ボランティアや様々な機関との連携、活動の企画・運営
- 社会教育の手法を生かした支援
 - ・校内研修やPTA研修会、家庭教育学級での参加体験型の学習を取り入れた研修
- 教育情報の収集と発信
 - ・地域の課題やニーズの把握・分析、学校からの情報発信
- 地域における社会教育活動
 - ・地域のボランティアグループへの参画 等

地域連携教員への支援

○研修の実施

地域連携教員の役割や活動の進め方、ネットワークづくり等の研修を実施。

○地域連携教員のための手引書の作成

理論編・実践編をまとめ、県HPにも掲載。

○地域連携教員活動支援事業資料（リーフレット）の作成

事業概要、直近の国の動向や調査結果、県内の活動事例等を掲載し、校内研修資料等として活用。



「嘱託社会教育主事」制度（仙台市）の概要

社会教育主事の資格を有する公立学校教員に対し、**教育委員会から社会教育主事を委嘱**する独自制度（2019年度は188名を委嘱）。

地域情報の把握、地域資源や人材のネットワークづくり等に加え、**カリキュラムマネジメントの推進**役や**校内における地域コーディネーターとの窓口**等としての活躍が期待。

現場研修でフォローアップ

- ・市教育局生涯学習課による社会教育主事講習事後研修（年2回）
- ・「嘱託社会教育主事研究協議会」による研修（年2回）
- ・研修会を区ごとに年に数回設定・・・等



区社会教育推進研修会の様子

研修のテーマ（例）

- ・「ファシリテーション研修」～子供たち、地域の方々の想いを引き出すスキルとマインド～
- ・「子供の育ちを支えるネットワークづくり」等のテーマでのグループワーク

社会教育施設との連携を推進

宮城野区社会教育推進連絡会では、“市民センターと学校が連携して行ってきた事例”を「防災系」「まちづくり系」など5つに分類して紹介するリーフレットを作成。学校と施設の両方で共有。



「宮城野区内・学校と市民センターの連携事例紹介」

各区中央市民センターと共催の体験型学習事業等様々な社会教育活動に嘱託社会教育主事が協力し、指導及び援助。



公立学校共済組合のメンタルヘルス対策事業

「公立学校教職員人事行政状況調査」（文部科学省調査）によると、教職員の精神疾患による休職者等は、平成 28 年度に 4 年ぶりに 5,000 人を割り込んだものの平成 29 年度は再び 5,000 人を超え引き続き高いレベルにあります。また、休職に至らないまでも、このころの問題でかなりの方々が病院やクリニックを受診しています。

公立学校共済組合では、組合員及び被扶養者のメンタルヘルス対策のため次の事業を行っています。症状の重症化を防ぐためにも専門家にいち早く相談することが大切です。いずれも無料で利用できるため、利用者も増加しています。悩みを抱え込まず、お気軽にご相談くださるよう、各学校内でのご周知をよろしくお願いいたします。

1 「教職員電話健康相談 24」（平成 9 年度より実施）

- ・心と体のさまざまなご相談に、24 時間年中無休でお応え

電話番号 0120-24-8349 ^{24 時間やましく} 24 時間年中無休

2 「電話・面談メンタルヘルス相談」（平成 16 年度より実施）

- ・臨床心理士による電話・面談カウンセリング（面談は予約制で年 5 回まで無料）
- ・日本全国に契約カウンセリングルームを設置（令和 2 年 4 月現在 174 か所）

電話番号 0120-783-269 ^{なやみにむく} 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）
面談予約～20:00

3 「女性医師電話相談」（平成 29 年 11 月より実施）

- ・女性医師による女性疾患についての相談

電話番号 0120-215-579 ^{女性医師ここ納得} 月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）

4 「介護電話相談」（平成 29 年 11 月より実施）

- ・介護全般に関する相談に、ケアマネージャーや社会福祉士がお応え

電話番号 0120-515-579 ^{介護ここ納得} 月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

5 「Web相談（こころの相談）」（平成 29 年 11 月より実施）

- ・電話で相談しづらい方のために、Web 上で臨床心理士がお応え（24 時間年中無休）

<https://www.mh-c.jp/> ログイン番号：783269

6 「心の健康チェック事業」（平成 28 年 7 月より実施）

- ・Web 上で質問に回答することで、心の健康状態をセルフチェック
（労働安全衛生法に定めるストレスチェック制度とは異なります。）

https://www.kouritu.or.jp/kokoro/index.html#anc_03

※以上のほか、各都道府県教育委員会内に設置された支部が独自の事業を行っています。

若年者に対する消費者教育について（総論）



概要

- 平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（平成30年3月20日閣議決定）。「若年者への消費者教育」は当面の重点事項の一つに位置づけられている。
- 成年年齢の引下げ（令和4年4月施行）を見据え、平成30年2月に「[若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム](#)」を関係4省庁において決定（7月改訂）。[平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進中。](#)

消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月成立、12月施行）

- 与野党の共同による議員立法により成立
- 消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定
- 主な内容
 - ・ 消費者教育及び消費者市民社会の定義、消費者教育の基本理念
 - ・ 国及び地方公共団体等の責務、財政措置
 - ・ 学校、大学等、地域における消費者教育の推進
 - ・ 国の消費者教育基本方針の策定、消費者教育推進会議の設置（H25.3）
 - ・ 地方公共団体の推進計画策定、消費者教育地域協議会の設置

消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成30年3月20日変更）

- ・ 内閣総理大臣・文部科学大臣が「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を作成し、閣議決定
- ・ 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容等に関する事項を定めるとともに、都道府県・市町村消費者教育推進計画の基本となるものとして作成（平成25～29年度の5年間）
- ・ 変更について、3月20日閣議決定（平成30～34年度の5年間）
- ・ 「当面の重点事項」の一つとして「若年者への消費者教育」を示す

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム（平成30年2月決定、7月改定）

- 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議（議長：法務大臣）の下、若年者の消費者教育について検討する会議に位置づけ。
- 関係省庁が緊密に連携し、若年者への実践的な消費者教育を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁の4省庁関係局長会議において消費者教育の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な事項を規定。
- 平成30年度から令和2年度の3年間を集中強化期間として取組を推進。

アクションプログラムの概要

（1）高等学校における消費者教育の推進

- ① 学習指導要領の徹底【文部科学省】
- ② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】
- ③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】
- ④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

（2）大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

（3）その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対し周知を行う。【文部科学省】

学校教育における消費者教育の推進(学習指導要領)



新学習指導要領における消費者被害の防止・救済に資する主な学習

○小学校【家庭科】

・買物の仕組みとして売買契約の基礎について学習するとともに、消費者の役割について、買物で困ったことが起きた場合には、家族や先生などに相談することや保護者と共に消費生活センターなどの相談機関を利用することについて学習する。

○中学校【技術・家庭科】

・消費者被害を防ぐためには、消費者が説明書や表示、契約内容を確認することが重要であること、消費者支援の具体例として消費生活センターなどの各種相談機関やクーリング・オフ制度などがあることについて学習する。

・消費者の権利と責任として、権利の行使には責任の遂行が伴うことを学習するとともに、通信販売の利用で自分たちが消費者被害にあった場合、どのような消費者の権利が侵害されているのか、消費者の責任として何をすべきなのかについて話し合うなどの学習活動を行う。

○高等学校【家庭科（家庭基礎）】

・契約の重要性について、特に未成年・成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）やクーリング・オフ制度、意思無能力者の契約・錯誤・公序良俗違反による契約等一方的に契約をやめることができる制度について学習する。

・消費者保護の仕組みとして、消費者被害の防止や救済について具体的に理解できるよう、消費者信用による多重債務問題などの消費者問題を取り上げながら、消費者と事業者の間には情報量などに格差があり、消費者が自立した消費行動をとるために様々な支援や仕組みが必要であること、消費生活センター等の役割や機能、消費者契約法などの基本的な法規などについて学習する。

○高等学校【公民科（公共）】

・多様な契約及び消費者の権利と責任について、品物やサービスの売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などを巡って日常生活で生じる紛争を取り上げ，“なぜ契約自由の原則には例外が存在するのか”、“どのような場合に契約が当事者の自由な合意とはいえないか”といった問いを設け、その解決に向けて議論する。その際、法テラスや消費生活センターが提供している被害事例に関する情報なども活用しながら、消費者、事業者、行政など様々な立場から多面的・多角的に考察し、よりよい消費社会の実現に向けて構想する。

高等学校における消費者教育の推進

1. 学習指導要領における消費者教育の充実

- 平成29年及び30年に公示された新学習指導要領の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科等の各教科において、引き続き、消費者教育に関する内容を規定するとともに、その内容を更に充実。
- 新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、平成30年度以降の入学生について、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導。
※平成31年度から新高等学校学習指導要領（令和4年度入学生から学年進行で実施）が適用されるまでの間の移行措置

2. 家庭科の履修学年に関する学習指導要領の一部改正 (平成31年3月28日)

令和2・3年度入学生について

- 現行高等学校学習指導要領において、家庭科の科目「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

令和4年度以降入学生について

- 新高等学校学習指導要領において、家庭科の各科目「家庭基礎」、「家庭総合」の消費生活に関する内容を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。



高校生が成年年齢に達する前に、
より充実した消費者教育を学習する機会を確保

学校教育における消費者教育の推進（教員養成等）

1. 教員養成について

- 教職課程では、公民科、家庭科の教員免許状取得に当たって履修する「各教科の指導法」等の科目において、学習指導要領を踏まえた消費者教育の内容が扱われている。さらに、アクションプログラムの改訂を踏まえた消費者教育の充実について全国の教職課程を置く大学に周知したところ（平成30年10月）。

2. 免許状更新講習について

- 更新講習の申請要領を示した通知において、消費者教育を含む成年年齢引き下げに関する事項を取り上げた講習の開設を推進している。なお、（独）国民生活センターにおいても、更新講習の実施に向けて文部科学省及び消費者庁と調整中。
- 更新講習の名称・概要に「消費」又は「契約」が含まれていなくても、実際には、多くの講習において、消費者教育に関する内容が扱われている。（例えば、ある大学からの聞き取りでは、必修・選択必修・選択の各領域の講習のうち24.3%（9/37）で消費者教育が扱われていた。）

3. 現職教員研修について

- 消費者庁で平成28年度に作成した高校生向け消費者教材資料「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促すに当たり、（独）教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成、ウェブサイト上で公開（平成30年5月）しており、積極的な活用を促している。
- 教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた事務連絡を新たに発出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国の教育委員会に依頼（平成30年11月）。
- 免許状更新講習や教育委員会が行う研修以外にも、教科指導等に関する専門的研修等の機会を通じて消費者教育に関する研修が行われるよう、関係学会に対して働きかけを行うことを検討。

鳴門教育大学における取組例（主に教員養成）

- 地域及び学内の消費者教育のより一層の推進に向け、平成28年7月に「消費者教育推進プロジェクト」を立ち上げ。
- 大学では、小学校・中学校・高等学校の全ての課程で消費者教育に関連した授業科目を開講。
学部：消費者経済学、家庭経営学演習、初等家庭、初等中等教科教育実践Ⅰ、初等中等教科教育実践Ⅱ、中等家庭科教材論
大学院：現代の諸課題と学校教育、生活経営学研究、生活経営学演習、家庭科授業・教材開発研究
- このほか、外部での講演、学校への出前授業、教員研修などを実施。

教職員支援機構ウェブサイト（校内研修シリーズ）

現在地点: top > 研修教材 > 校内研修シリーズ > 消費者教育: 校内研修シリーズ No.42

掲載日: 平成30年5月2日 **校内研修シリーズ**

消費者教育：校内研修シリーズ No42

—「社会への扉」を活用した授業展開

ツイート シェア

消費者教育（坂本有芳氏）：校内研修シリーズ No42

校内研修シリーズ

消費者教育
—「社会への扉」を活用した授業展開

鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授
坂本 有芳



社会への扉

— 12のクイズで学ぶ自立した消費者 —

【目的】 成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、**高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。**

P.1~2 導入

消費者が主役の社会へ

消費生活に関する12のクイズを掲載

契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。

P. 3~11

契約について理解しよう！

グループ学習にも活用できるワークを掲載

ワーク3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。

高校生にも身近なインターネットショッピングの注意事項を具体的に掲載

お金について理解しよう！

- ・クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の詐欺的投資被害を防ぐための注意を掲載

暮らしの安全について理解しよう！

- ・暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう！

- ・「高校生が消費生活センターに相談したら」という設定のマンガで紹介

あなたの行動が社会を変える！

- ・消費者トラブルにあった際に行動することが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

生徒用教材に関わる学習指導要領の項目等を示す表

教科	学習指導要領	消費者教育	情報教育	職業教育	キャリア教育
公民科	(1) 現代社会の発展と社会	○	○	○	○
	(2) 現代社会と人間	○	○	○	○
家庭科	(1) 生活の基礎	○	○	○	○
	(2) 生活の発展	○	○	○	○

消費者教育の必要性についてのメッセージ

・消費者教育を実践している
教師・弁護士・消費生活相談員

育てよう！自立した消費者
～今、高等学校に求められる消費者教育～

- 生徒用教材各ページの解説
- 教師として知っておきたい若年者を取り巻く消費生活に関する情報
- 生徒用教材の「ワーク」「発展」、「プラスα問題」の考え方

公民科、家庭科の指導案例とワークシート例(ワークシート実物大はウェブサイト掲載)

教科	指導案例	ワークシート
公民科	消費生活センターの役割	ワークシートを参考に、ワークシートに示した契約に関する問題を考えさせ、自分で考えさせる。
	消費生活センターの役割	ワークシートに示した契約の事例から、消費者トラブルが身近な問題であることを理解させる。契約の成立と解除について学習させる。その際、消費者トラブルの発生を防ぐための行動がとれる消費者になることを目指させる。
家庭科	消費生活センターの役割	クーリング・オフについて、社会への働きかけを促すワークシートに記入させる。
	消費生活センターの役割	クーリング・オフができる契約の種類をグループで考えさせる。消費者は安心して消費生活を送る。その際、ネットショッピングがインターネット上でできることを理解させる。その際、消費者トラブルの発生を防ぐための行動がとれる消費者になることを目指させる。

生徒用教材

教師用解説書

ハンセン病に関する教育について

○ 厚生労働省では、文部科学省と協力し、ハンセン病を正しく理解するためのパンフレット『ハンセン病の向こう側』を作成している。

○ 『ハンセン病の向こう側』は、ハンセン病を正しく理解することにより、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的としている。

・ パンフレットの概要

- ① ハンセン病の悲しい歴史
- ② ハンセン病と人権について考える
- ③ ハンセン病問題から学ぶべきこと
- ④ ハンセン病をもっと知ろう

・ このほか、厚生労働省ホームページにおいて、啓発者用パンフレット「ハンセン病を正しく伝えるために」を掲載。

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話(抄)

(令和元年7月12日閣議決定)

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

(略)

確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

熊本ハンセン国家賠償請求事件 熊本地方裁判所判決（令和元年6月28日）の概要

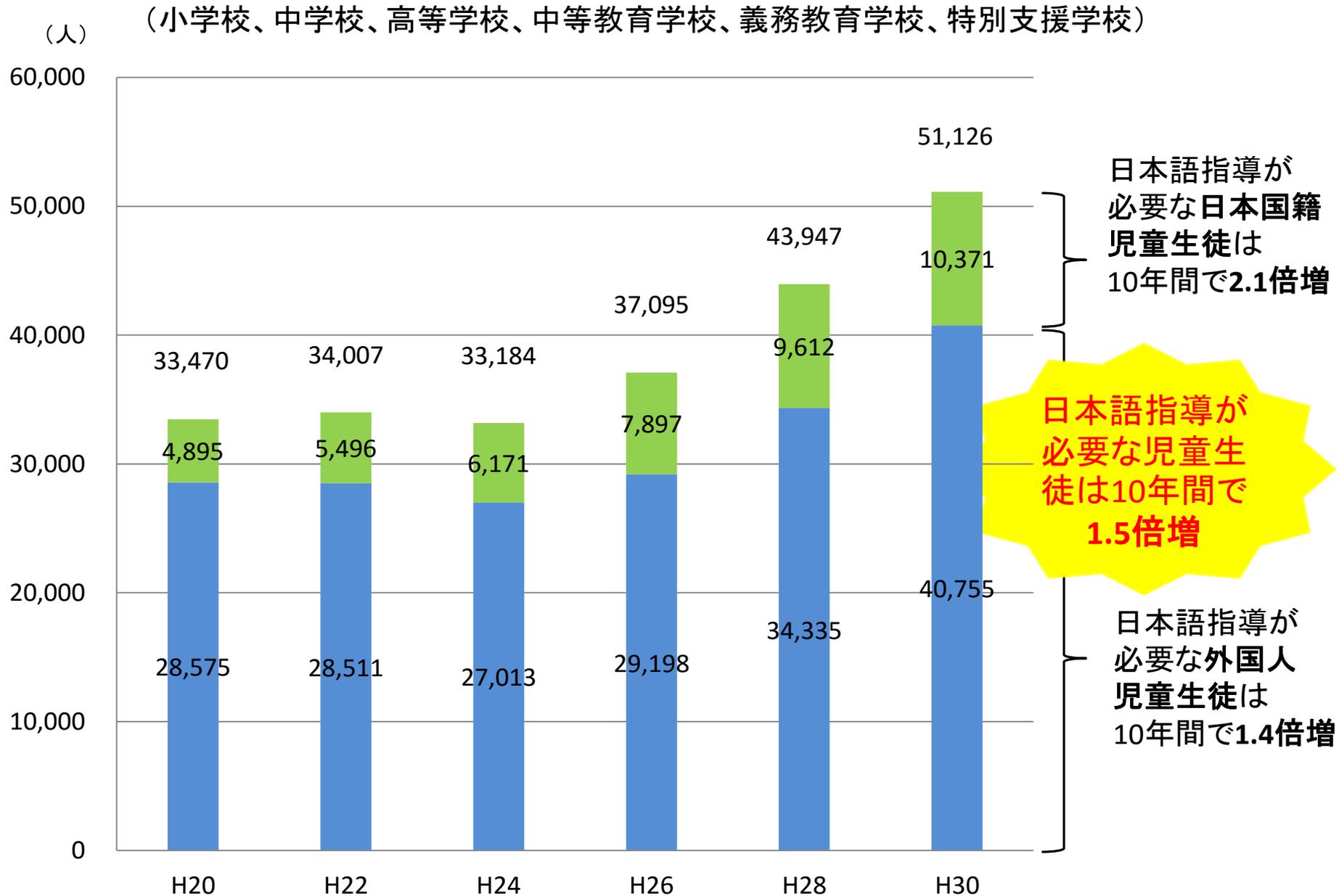
訴訟の概要

- **ハンセン病元患者の家族である原告ら（561名）**が、ハンセン病隔離政策により、ハンセン病元患者だけでなく、その家族も偏見差別の対象とされ、また、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして、国（厚生労働大臣・法務大臣・文部科学大臣）に対し、**1人550万円の損害賠償及び謝罪広告の掲載**を求めたもの。

判決結果

- **国の一部敗訴。**
- **隔離政策がハンセン病患者家族に対する差別被害を発生させたこと等を理由**に、以下を認めた。
 - **厚生労働大臣**に昭和35年～平成13年末までハンセン病隔離政策等の廃止義務とその**義務違反**があった
 - **法務大臣・文部科学大臣**に平成8年～平成13年末までハンセン病患者家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動・教育等を実施するための相当な措置を行う義務とその**義務違反**があった
 - **国会議員**に平成8年までらい予防法を廃止しなかった**立法不作為の違法**があった
- 一部原告を除き、原告らが差別を受ける地位に置かれ、また、家族関係の形成を阻害されたとして、憲法13条の保障する人格権侵害等により、**共通損害が発生したとし、消滅時効の主張は排斥して、原告の損害賠償請求権を一部認容**。（167人143万円、2人110万円、59人55万円、313名33万円、20人棄却）

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



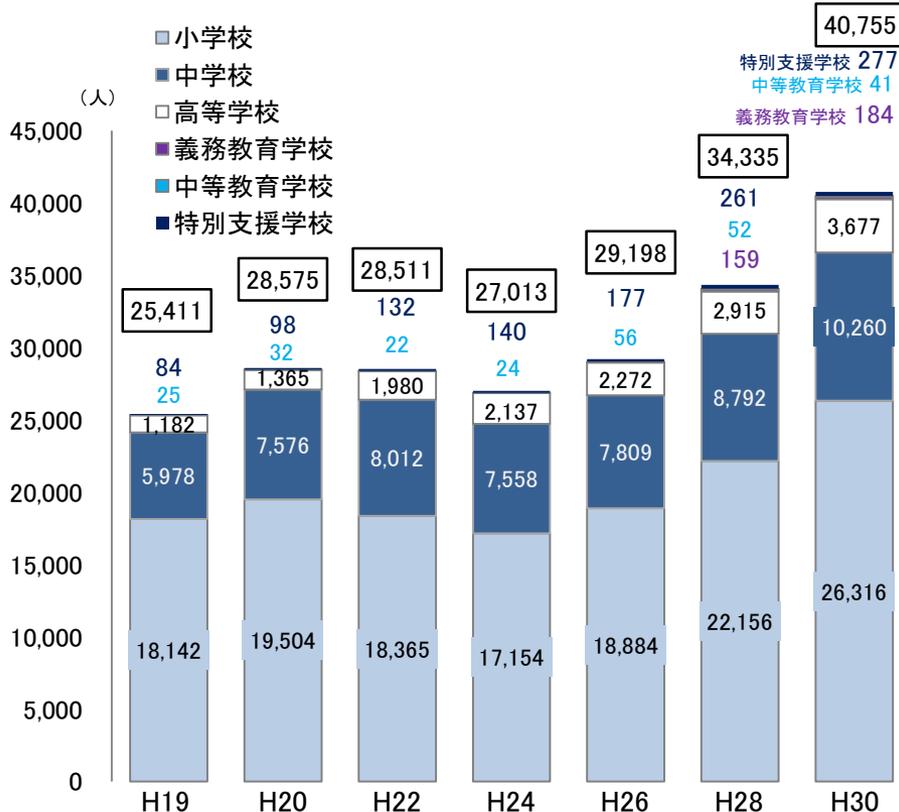
(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

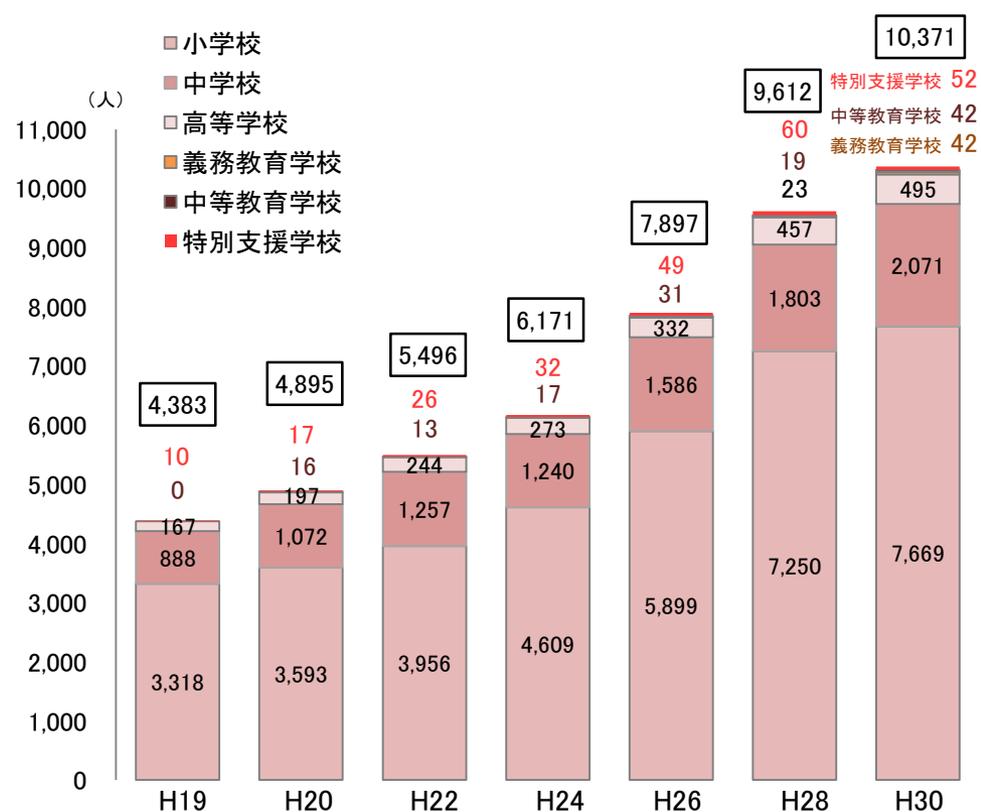
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**40,755人(18.7%増)**であり、前回調査より6,420人増加し、日本国籍の者は**10,371人(7.9%増)**であり、前回調査より759人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は93,133人(16.2%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**43.8%**となっている。

■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



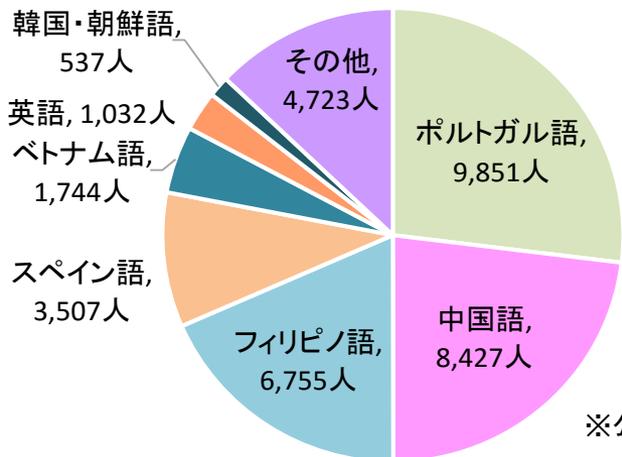
■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



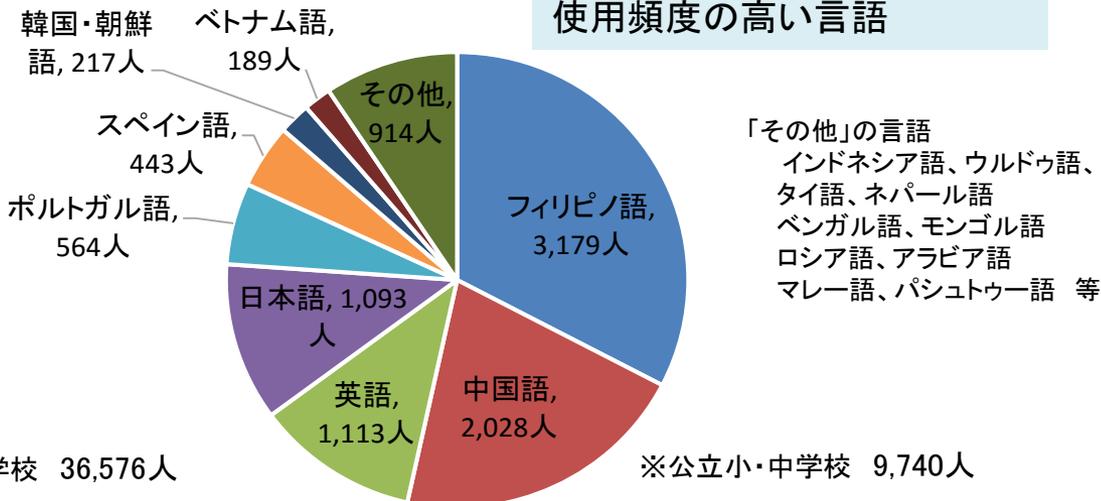
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



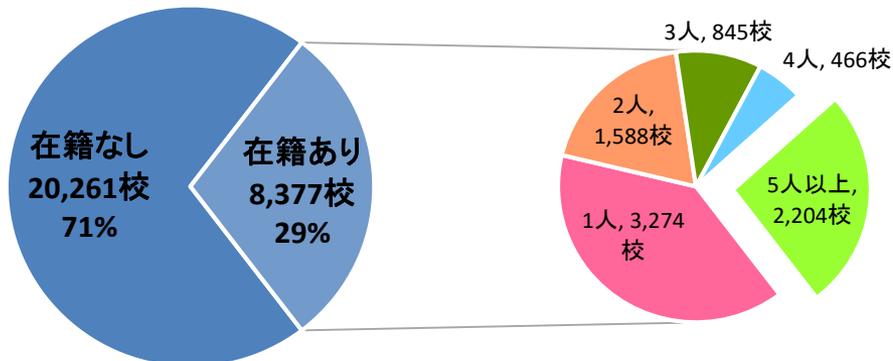
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



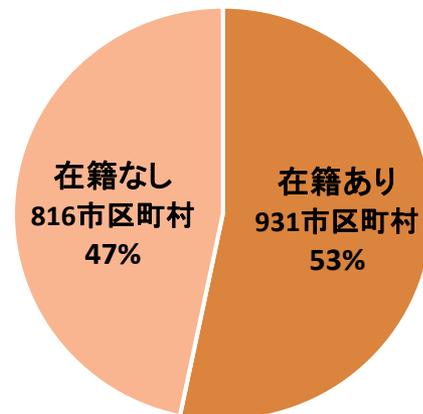
② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



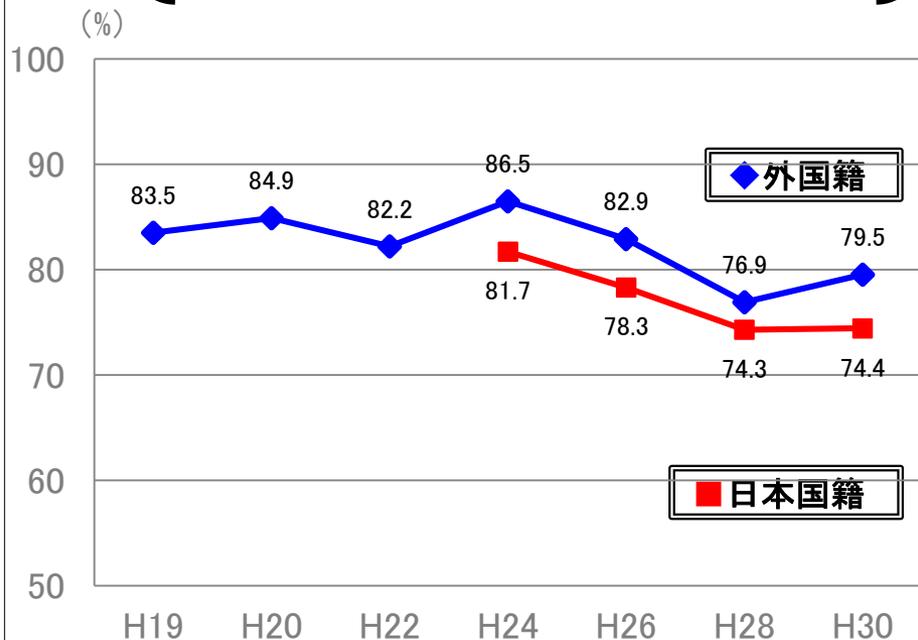
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%増)となっている。

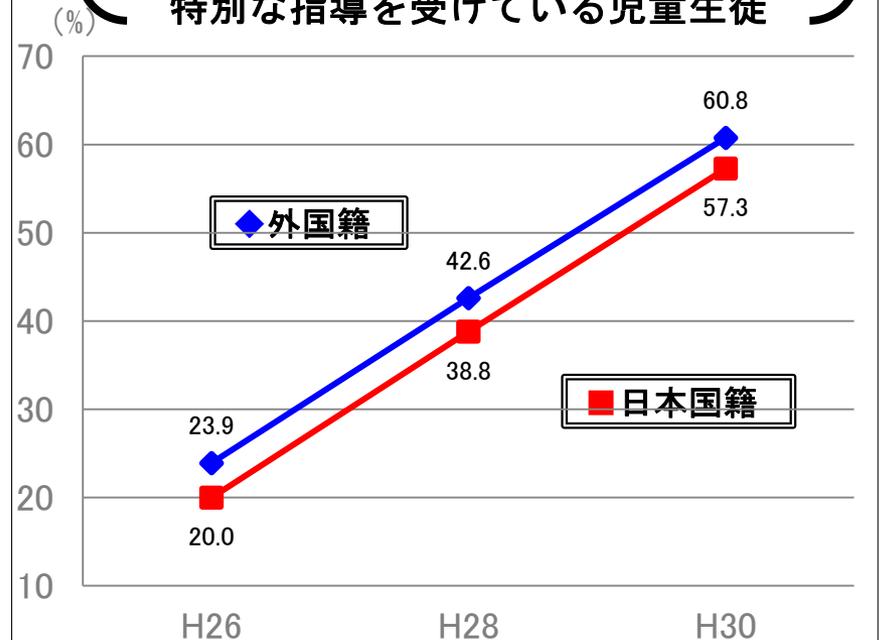
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%増)、57.3% (18.5%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

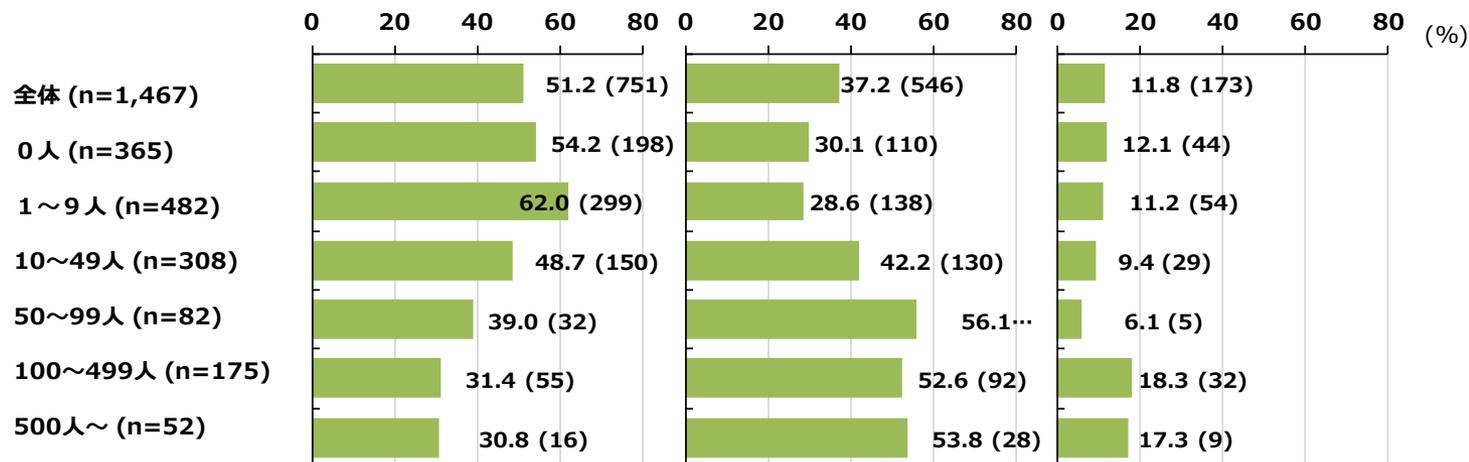
※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

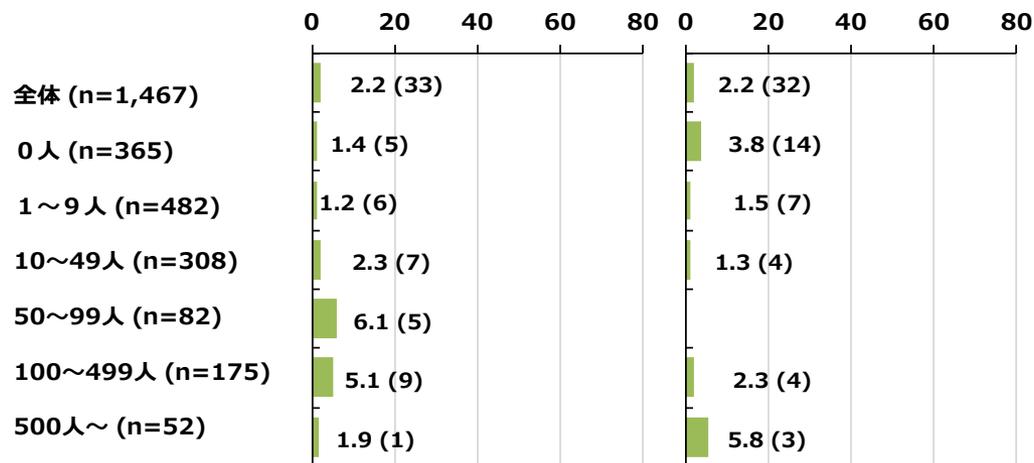
(2) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況

※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況

就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている
 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている
 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている



就学に関する資料配布のみを行っている
 その他

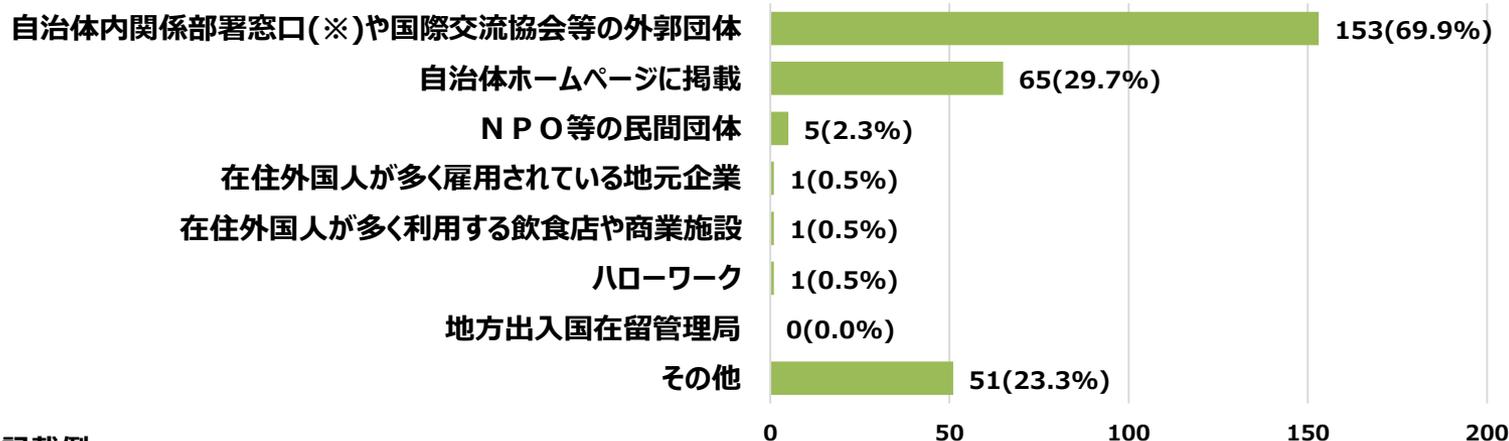


※ 学齢相当の外国人の子供の住民基本台帳上の人数規模別に見た状況。「不明・無回答」の3地方公共団体を除く（全体 (n=1,467) には含む。）。

※ () は回答地方公共団体数。

(3) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

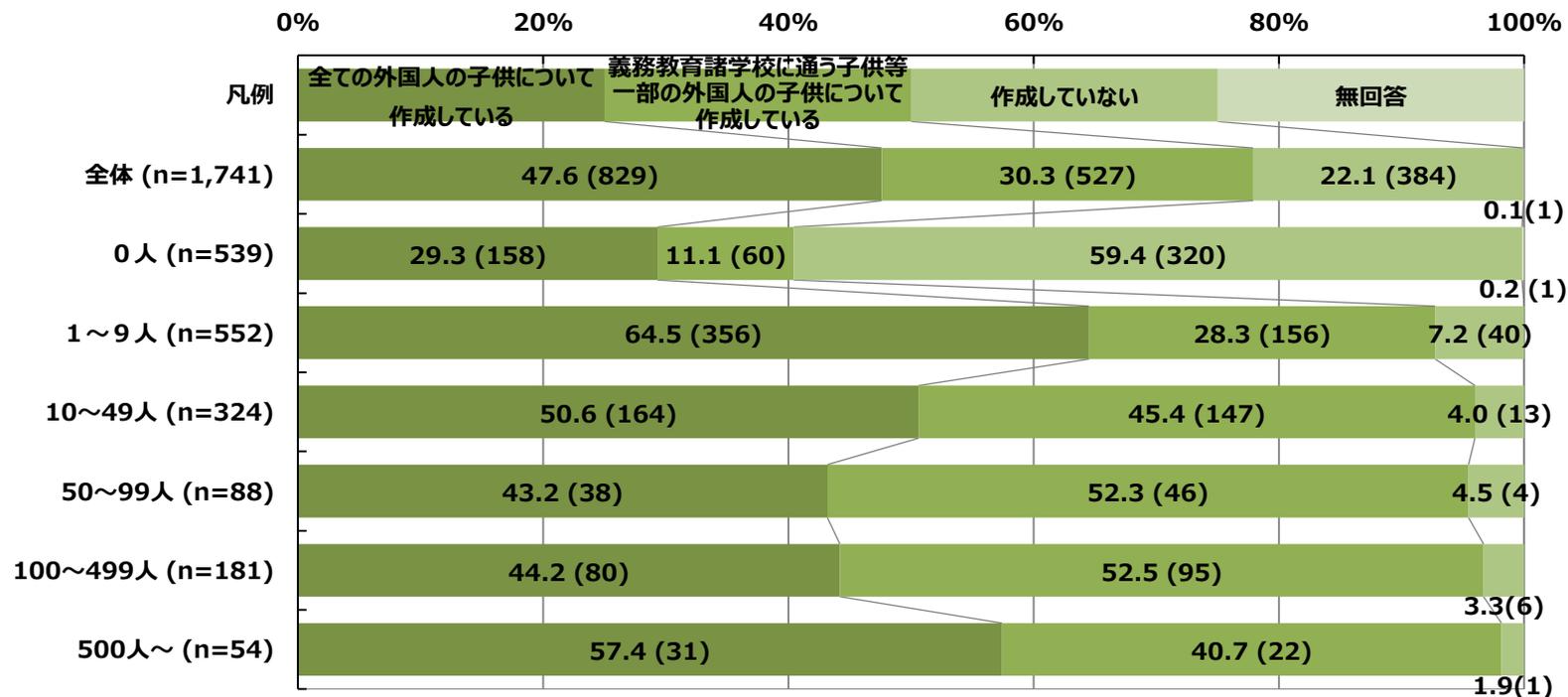
n = 219



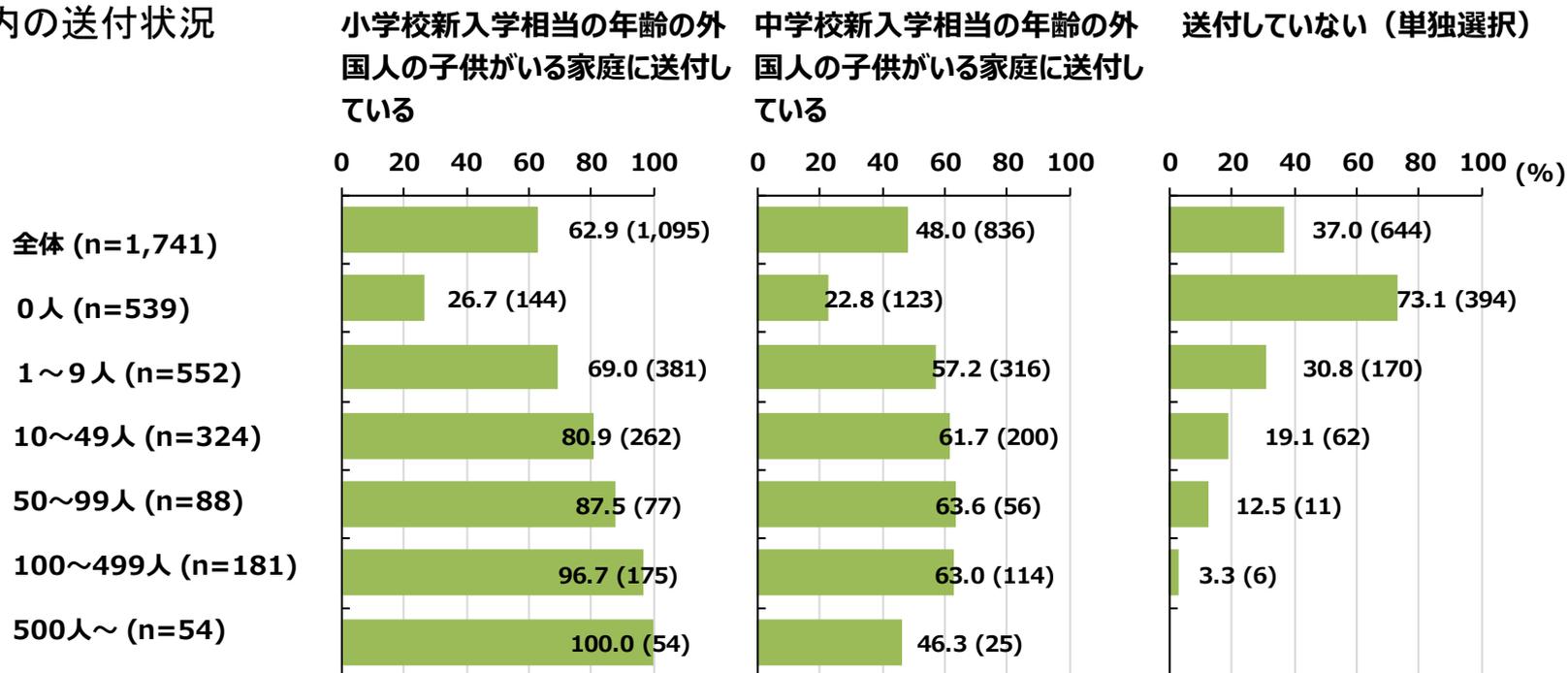
「その他」記載例：

学校／教育委員会／保育園・幼稚園／外国人向け説明会等の機会に保護者に配布 等

(4) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



(5) 就学案内の送付状況



(6) 就学状況が不明又は不就学の外国人の子供に対する就学状況把握及び就学促進のための取組状況

実施主体	全体		教育委員会		首長部局		学校		その他	
	回答数 (構成比)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	回答数	構成比 (%)	
就学案内の継続送付	215 (12.3%)	212	98.6	3	1.4	12	5.6	-	0.0	
電話による個別確認 や就学勧奨	288 (16.5%)	266	92.4	24	8.3	54	18.8	1	0.3	
訪問による個別確認 や就学勧奨	297 (17.1%)	249	83.8	35	11.8	79	26.6	6	2.0	
その他の取組	67 (3.8%)	62	92.5	10	14.9	5	7.5	6	9.0	
特に実施していない (単独選択)	1,137 (65.4%)									

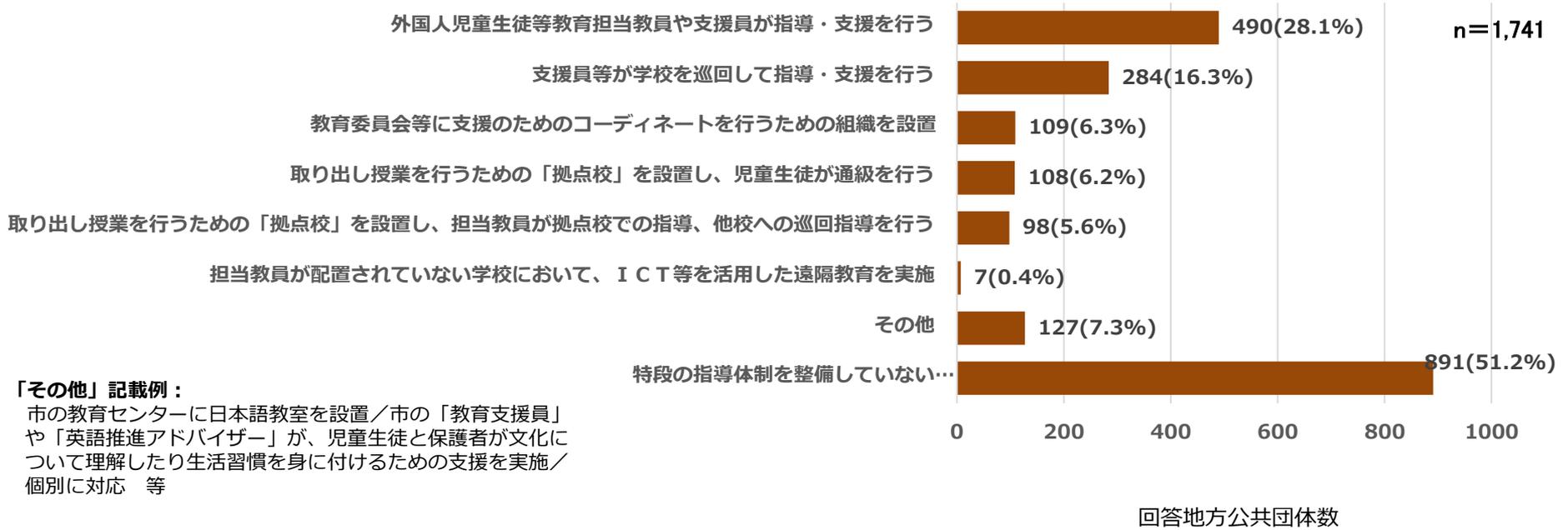
(複数回答)

「その他の取組」記載例：

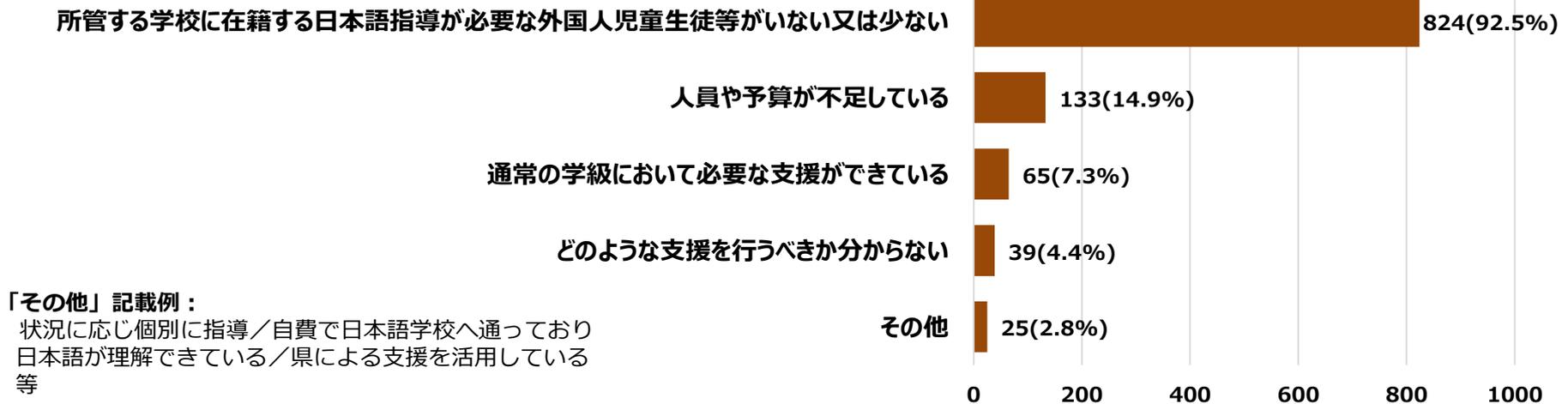
出入国在留管理庁への出国状況の照会／就学時健康診断と連携し就学希望の有無や就学先の把握を実施／外国人ネットワークを利用した聞き取り調査／他部署・他機関と連携した就学状況の把握／幼稚園等を通じた就学先の確認及び教委窓口への来庁勧奨

(7) 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況

(複数回答)



(8) 特段の指導体制を整備していない場合の理由 (複数回答) n=891 ((7)で「特段の指導体制を整備していない」を選択)



平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童 生徒等教育の推進支援

令和2年度予算額 766百万円
(前年度予算額 504百万円)



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

定住外国人の子供の就学促進事業

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3

【教員の指導力向上】

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【拡充】

17百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)

【集住・散在地域に係る調査研究】

多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究【新規】

36百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

- ・教員養成課程を置く大学へ委託(4か所)
- 集住地域(小学校・中学校)
- 散在地域(小学校・中学校)

外国人児童生徒等教育に係る研究協議会 1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

「外国人児童生徒受入れの手引」の改訂について

「手引」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引の全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして掲載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議 報告書（概要）

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 (可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行)	実現に向けて取り組む課題 (順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討)
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none">• 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進• 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及	<ul style="list-style-type: none">• 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討）• 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none">• 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開• 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成• 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等	<ul style="list-style-type: none">• 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討• 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討• JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none">• 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供• 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進• 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査• 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け	<ul style="list-style-type: none">• 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成• 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを作成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none">• 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進• 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進	<ul style="list-style-type: none">• 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討• 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none">• 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施• 外国人幼児のための就園ガイド等を作成	<ul style="list-style-type: none">• 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進• プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討

外国人児童生徒等教育アドバイザーボード設置

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等の教育・支援体制の構築を図るとともに、日本語指導等に携わる教師の資質能力の向上のため、文部科学省に外国人児童生徒等教育アドバイザーボードを設置し、外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

3. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザー（五十音順・敬称略）

市川 昭彦	大泉町立北小学校教諭	武 一美	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ副理事長
市瀬 智紀	宮城教育大学教授	築樋 博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
今澤 悌	甲府市立大國小学校教諭	角田 仁	東京都立一橋高等学校主任教諭
内海 由美子	山形大学教授	土屋 隆史	横浜市教育委員会主任指導主事
海老原 周子	(NPO)カリバパートナー・一社)kuriya代表	中川 祐治	福島大学准教授
大菅 佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事	西村 綾子	福岡市立松島小学校校長
川口 直巳	愛知教育大学准教授	花島 健司	港区立筭小学校主任教諭
小島 祥美	愛知淑徳大学教授	浜田 麻里	京都教育大学教授
近田 由紀子	目白大学専任講師	原 瑞穂	上越教育大学大学院准教授
齋藤 ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授	林 宣之	福生市立福生第一小学校校長
櫻井 敬子	浜松市教育委員会主幹指導主事	松尾 知明	法政大学教授
櫻井 千穂	広島大学大学院准教授	村松 好子	兵庫県立東はりま特別支援学校校長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授	森茂 岳雄	中央大学教授
渋谷 恵	明治学院大学教授	吉田 かをる	三重県教育委員会研修企画・支援課班長
菅長 理恵	東京外国語大学大学院教授	山崎 一人	大阪市教育委員会プレクラスコーディネーター
高橋 清樹	(NPO)多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長		

在外教育施設への派遣教師の推薦について

1. 在外教育施設とは

在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、国内の学校教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設(「日本人学校」「補習授業校」「私立在外教育施設」)です。このうち、文部科学省からは日本人学校と一部の補習授業校に国内から教師を派遣しています。

2. 派遣教師の推薦数確保の取り組み

海外で生活する児童生徒が、帰国後スムーズに学齢に応じた学年に復帰し、学習や学校環境になじめるためには、海外の学校で活躍いただく優秀な教師が不可欠です。

文部科学省では、派遣教師として優秀な人材を十分に確保し、国内の学校で培った教育力を在外教育施設で発揮していただくことに加えて、国際色豊かな児童生徒への指導経験は、帰国後には外国籍児童生徒対応等でも役立つことから、グローバル教師としての活躍が期待されます。

しかしながら、派遣教師の推薦者数は年々減少しています。その要因としては、各都道府県の教師の年齢構成のバランスや教師数の確保などの構造的な問題、様々な教育課題を抱える国内の学校現場において、教師の負担が増していること等があげられます。

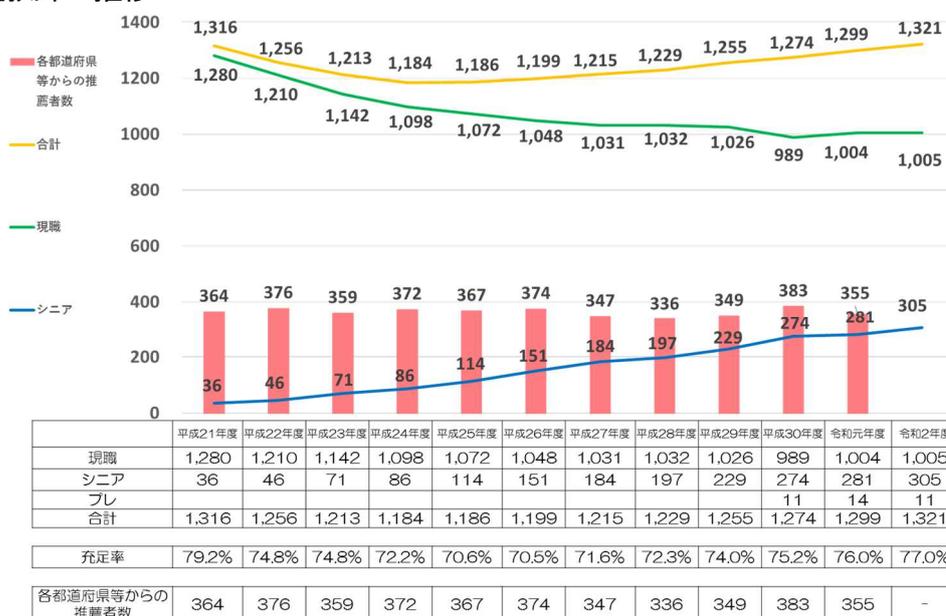
文部科学省では、平成29年8月に「トビタテ！教師プロジェクト」を打ち出し、在外教育施設教師派遣における「派遣前」「派遣中」「派遣後」の魅力を高め、グローバル教師の戦略的な育成に取り組んでいます。平成30年度には、オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン等姉妹都市に準ずる交流を図っている国や地域、日本語指導が必要な児童生徒が使用している言語を使う国や地域、小学校教師の英語力強化を目的とした地域への優先配置を仕組みとして設けました。

また、平成29年度より、派遣教師の募集において、現職、退職後の先生方を対象としたシニア派遣教師のみならず、正規教諭を目指している人を対象とした「プレ派遣教師」の制度を始めています。平成30年度からは、義務教育諸学校勤務経験がない高等学校等に勤務する教頭・教諭も対象に加えました。派遣教師のさらなる充実を目指していきますので積極的な推薦をよろしくお願いいたします。

3. 教師派遣の実態

派遣教師は、都道府県における教師の身分を残したまま、教育公務員特例法22条に基づく長期研修の扱いにより派遣されています。その国内給与相当分は、在外教育施設派遣教員委託費として都道府県等に対し措置しています。

○派遣教師の推移



令和3・4年度

在外教育施設 派遣教師募集



我が国の国際的諸活動の進展に伴い、現在、約4万人以上の子どもたちが海外の「日本人学校」「補習授業校」で学んでいます。海外で暮らす子供たちが日本国民にふさわしい教育を受けられるよう、文部科学省ではこれらの在外教育施設へ教師を派遣しています（**日本人学校：50ヶ国1地域95校、補習授業校：13ヶ国42校**）。

この度、令和3・4年度の在外教育施設派遣教師として、

- 現職の教師（国公私立）を対象とした「在外教育施設派遣教師」
- 退職教師（予定を含む）を対象とした「シニア派遣教師」
- 将来日本国内で正規採用教諭を目指す若手教師を対象とした「プレ派遣教師」

の募集を行います。世界で学ぶ日本の子供たちにはあなたの力が必要です！ご応募お待ちしております。

特に**教頭職**又は**中学国語、数学、理科**の免許状をお持ちの方

派遣先	①日本人学校 海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。	派遣期間	原則として2年間 （※本人が派遣期間の延長を希望する場合には、評価並びに派遣元教育委員会等の了承等の条件に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能です。）
	②補習授業校 現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。		

派遣区分	①現職教師 ・各都道府県・指定都市教育委員会等は5月～6月に域内で募集及び選考を実施し、文部科学省へ推薦を行います。 ・詳細は、 <u>所属の教育委員会や学校長にお問い合わせ下さい。</u>
	②シニア・プレ派遣教師 ・4月中旬に文部科学省ホームページにて募集を開始します。 ・希望する方は、文部科学省教育改革・国際課へ直接応募してください。

選考	6月上旬	応募締め切り	
	7月～8月	面接試験	
	12月頃	令和3年度派遣教師内定者として決定	
	1月下旬	内定者等研修会	
	2月中下旬	○令和3年度派遣教師として決定 ○令和4年度登録者として内定 ○選考結果通知	
	4月上旬	委嘱状交付式・赴任	



応募に関する情報

現職教師：所属の教育委員会在外教育施設派遣教師事務担当主管課等

シニア・プレ派遣教師：文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet)

派遣教師の声

在外教育施設派遣教師経験者からは、在外教育施設では①とことん児童生徒と向き合うことができる、②今まで見たことも経験したこともないようなことが子供たちの興味関心・疑問を惹起し、それを原動力とした主体的な課題解決の取り組み、PBLの実践ができる、さらに管理職経験者からは、③全国から集まる先生方の力を最大限引き出し、まとめ上げ、学習意欲を持ち素直な子供たちを教育するという、理想的な学校経営を行うことができるといった声が寄せられています。

小さな学校だったので授業や休み時間を通してとことん児童生徒と向き合うことができ、一人一人の理解度や個性に合わせた授業を工夫するとともに相互理解・信頼関係を深めることができました。教師としてこれほど幸せな3年間はありませんでした。全国から集まる先生方と出会い、多様な教育観や指導法を学び、日本人会や保護者会で日本では知り合えない企業や大使館の方々からこれからの教育のヒントをいただき、現地ですぐに友人から日本を世界的な視点で見つめるきっかけをもらった。
(テヘラン日本人学校 教諭 (東京都))



太陽が「北中」する南米勤務だったが、このように日本と異なる環境では、今まで見たことも経験したこともないようなことが子供たちの興味関心・疑問を惹起し、それを原動力とした主体的な課題解決の取り組み、PBLの実践ができた。また、異国での実生活が学びと結びつき、さらなる探究心が生まれる、といった学びの好循環を作り出すこともできた。教師として人として磨かれる、何よりの研修の機会となった。世界には、それぞれの地域の魅力にあふれ、愛すべき学校がたくさんある。
(アスンシオン日本人学校 教諭 (埼玉県))

他府県の教員から今までとは違った考え方や教材研究・教材開発の仕方といった刺激をもらい、価値観が大きく変わった。また、帰国後に、海外で学んだことを自県の研究会などで発表することで、他の都道府県の新しい取り組み、IT機器の授業での活用方法などを自県の教師仲間へ伝えるなど、周囲の先生方に刺激を与えることができている。
(広州日本人学校 校長 (シニア))



日本から離れることで、グローバルな視点でものごとを考えられるようになった。私立学校に近い運営形態のため、企業等の駐在や現地に長く住んでいるの方々からなる運営委員の方々の理解を得られれば、全国から集まる先生方の力を最大限引き出し、まとめ上げ、学習意欲を持ち素直な子供たちを教育するという、理想的な学校経営を行うことができる。また、自分自身、外国で現地の人や異文化に直接触れることで、偏見を捨て、自己肯定感の重要性や自己表現力・自己主張の大切さに気づくとともに、日本の魅力を再発見し、子供たちに伝えたいという気持ちを更に強く持つことになった。
(マニラ日本人学校 校長 (シニア))



補習授業校では、平日に現地校に通う子供たちが土曜日に日本の教材を用いて学んでいるが、皆懸命に学んでおり、保護者もそれをしっかりサポートしている。学習指導を通じて、自分自身、日本文化を学び、自己表現力を身につけることができた。補習授業校での勤務により、多くの日本人が政治やビジネス、研究などで海外で活躍しているのを肌で感じる事ができる。また、日本から転入した子供が2年もするとネイティブな英語を話し、二つの異なった言語、学習習慣、学習内容を身につけるのを驚きをもって目撃できた。学習指導要領が求めるグローバルな人材の宝庫、それが補習授業校だと思う。
(ワシントン補習授業校 校長 (シニア))

このような魅力にあふれる在外教育施設で、子供たちが待っています！

在外教育施設の現状



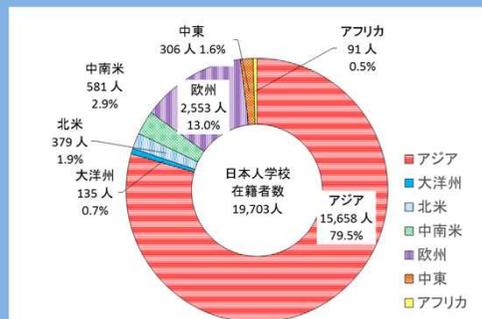
文部科学省

在外教育施設とは

- 我が国の国際的活動の進展に伴い、海外に長期間在留する邦人が同伴する義務教育段階の子供は、日本人学校に19,703人、補習授業校に21,717人、私立在外教育施設に169人となっている（2019年4月15日現在）。
- 在外教育施設は、海外に在留する日本人の子供のために、日本国内の学校教育に準じた教育を実施することを主な目的として海外に設置されたものであり、①日本人学校、②補習授業校、及び③私立在外教育施設の3種類がある。日本人学校及び補習授業校については、文部科学大臣から、日本の小学校、中学校、又は高等学校と同等の課程を有する旨の認定を受けている。

日本人学校

①日本人学校（95校：50ヶ国1地域）

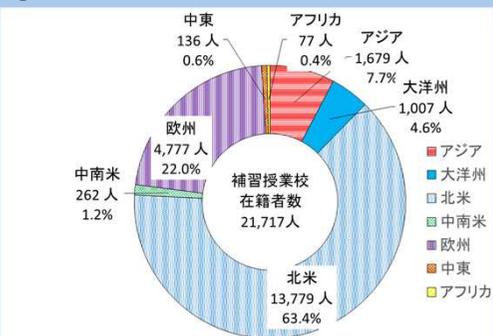


海外において我が国の教育関係法令に準拠して、国内の小学校、中学校等における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の在外教育施設。

出典：文部科学省「児童生徒数調査」

補習授業校

②補習授業校（228校※1）：54ヶ国1地域



現地校、国際学校などに通学している日本人の子供に対し、国内の小学校、中学校の一部の教科（国語、算数（数学）が中心）について授業を行う在外教育施設。

（※1）派遣教師がいる補習授業校は40校

出典：文部科学省「児童生徒数調査」

私立在外

③私立在外教育施設（7校：5ヶ国）

国内の学校法人などが母体となり、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的として設置された全日制の在外教育施設。

文部科学省による教師派遣について

文部科学省から日本人学校、及び大規模補習授業校に対し、教師を派遣している。一方で、充足率は低い水準（76%）に留まっており、派遣教師数の拡充が必要である。

- ① **現職教師（2020年度：1,005人）**
各都道府県及び指定都市から推薦された国内の義務教育諸学校の教師。
- ② **シニア派遣教師（2020年度：305人）**
応募時の年齢が63才以下の退職教師。2007年度から開始。
- ③ **プレ派遣教師（2020年度：11人）**
正規教師を目指す臨時採用教師等。2018年度から開始。

派遣区分



派遣者数推移

在外教育施設の戦略的な教育機能の強化

令和2年度予算額

17,740百万円

(前年度予算額)

17,630百万円)



文部科学省

背景

- 平成27年8月、総務省行政評価において、グローバル人材育成強化に係る目標等の策定、派遣教師確保方針の策定、都道府県等への派遣要請徹底等について勧告された
- 平成28年5月、在外教育施設における多様な課題対応を目的として、「在外教育施設のグローバル人材育成強化戦略」をとりまとめた
- 平成30年7月、働き方改革推進法が公布され、学校においても対応が求められており、献身的、且つ志ある教師の過労死等を防ぐためには、中教審答申においても、文部科学省が前面に立つこととされている
- 骨太の方針/成長戦略2019において、在外教育施設における教育機能の強化について提言
- 日本人学校における派遣教師の充足率は低下している。他方、免許外指導、特別支援教育、日本語指導など教育課題は増加している

目標

- 日本人学校等の教育水準の向上
- 日本人学校等の地理的環境や機能を生かした高度なグローバル人材の育成
- 特別な支援を要する児童生徒への対応等

1. 日本人学校等の教育水準の向上

①派遣教師数の拡充

各都道府県から推薦された教師を日本人学校・補習授業校へ派遣

◆在外教育施設教員派遣事業等

派遣教師に対し、赴任・帰国旅費及び在勤手当等、都道府県等に対し、教師派遣に係る経費（国内給与相当分）を交付

- 派遣教師数1,299人→1,321人（22人増） **拡充**

②派遣教師の質の確保

在外教育施設派遣教員選考・研修、日本人学校等校長研究協議会の実施等

③助成

拡充

・在留邦人児童生徒への教材整備費（**図書**の充実）/教科書購入/高等学校等就学支援、通信教育事業費に対する事業補助

④安全管理体制構築、教育支援

安全対策/補習授業校巡回指導

2. 高度なグローバル人材育成

在外教育施設が有する人材や地理的環境を活かし、高度なグローバル人材育成等先進的取組を促進

◆在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業 ＜プログラムのテーマ（例）＞

- ・「グローバルクラス」のカリキュラムを開発 **拡充**
- ・日本人学校の国際結婚家庭の児童や補習校に通う児童のための日本語指導プログラムを開発
- ・日系人等に対して日本型教育や日本文化を発信
- ・ICTを活用した遠隔での教員研修プログラムを開発

3. 特別な支援を要する児童生徒への対応等

①特別支援教育/スクールカウンセラー巡回指導を実施

②派遣教師数の拡充 [再掲]

◆在外教育施設教員派遣事業等 **拡充**

③特別支援教育相談体制を構築

◆在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業 [再掲]
特別支援教育遠隔指導プログラム

派遣前



派遣中



派遣後



〔現状・課題〕

- ・教育委員会からの推薦数減(教育委員会としての推薦メリットが少ない)
- ・平成19年度から退職教師を派遣する「シニア枠」を創設(令和元年度は281名/1,299名)
- ・平成29年度応募から「姉妹都市交流枠」を創設

〔現状・課題〕

- ・派遣中の教師評価の改善(平成29年度から評価指標の細分化(3→5段階評価)等の様式改訂)
- ・平成29年度から特色あるプログラムを開発する「高度グローバル人材育成拠点事業」開始

〔現状・課題〕

- ・帰国教師を面接選考試験官や研修講師、巡回指導員等として活用
- ・都道府県毎に企画される帰国教師報告会や国際理解教育研修などの講師として活躍
- ・帰国後の人事配置や評価への活用不十分

戦略的な人材確保・人事配置

- 小学校教師の英語力強化を目的とした優先配置(補習校と日本人学校への若手教師併任派遣)
- 外国人児童生徒等の増への対応強化を目的とした優先配置(ポルトガル、中国、フィリピン等)
- オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして交流を図っている国や地域への優先配置
- 特色ある在外教育施設への配置を自治体等が希望できる公募制度の創設
- 国内講師や現地学校採用教師などの教師予備軍を派遣する「プレ枠」の創設
- 教育実習先として日本人学校への受入れを可能とする制度の創設



戦略的なグローバル教育活動

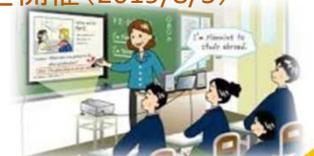
- 評価制度の改善により、帰国後の評価にも活用されるよう一層の周知
- 「高度グローバル人材育成拠点事業」※の積極的発信

- ※「高度グローバル人材育成拠点事業」
～令和元年度取組～【海外子女教育振興財団委託】
- ・小学校英語教育プログラム開発(香港日)
 - ・日本語教育プログラムの開発(台北日)
 - ・補習校日本語能力向上総合プログラム開発(ダラス補)
 - ・日本文化発信拠点プログラム開発(西大和、アスンシオン)
 - ・特別支援教育遠隔指導プログラム開発(特別支援教育総合研究所)



戦略的な帰国教師の活用促進

- 帰国教師を対象としたレセプションを開催(2017/8/25)
- 本プロジェクトの広報・普及を目的とした文部科学大臣からのアンバサダー委嘱(室伏広治氏、高嶋ちさ子氏、油井亀美也宇宙飛行士)
- 帰国教師を積極的に活用するためのネットワーク構築
- 文部科学大臣優秀教職員表彰において、在外教育施設での派遣経験を考慮して選考
- グローバル教師やキャリアパスに焦点を当てた「トビタテ！グローバル教師フォーラム」を開催(2018/8/20)
- 派遣教師の経験を国内で活用するための課題について考える「第2回トビタテ！グローバル教師フォーラム」を開催(2019/8/5)



第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

これまでの取組と課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

第2次学校安全の推進に関する計画（計画期間：平成29年4月～平成34年3月）（平成29年3月24日閣議決定）

目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

5つの推進方策と12の施策目標

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
 - ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築【1】
 - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】、取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
 - ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【5】
 - ・取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善【6】

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
 - ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
 - ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
 - ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善【9】
 - ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を実施【10】

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 全ての学校において、
 - ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
 - ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】

学校事故対応に関する指針

経緯など

- 全国で、学校現場における重大事故・事件発生
 - ・ 体育活動中の事故（京都市プール事故、平成24年）
 - ・ 食物アレルギーによる給食事故（調布市給食事故、平成24年）
 - ・ 自然災害（大川小学校事故、平成23年）等
- 情報公開や原因の検証に対する学校及び設置者の対応について、国民の関心の高まり（平成26年大川小学校事故検証報告書）。
- 事件・事故後の学校側の対応を強化する必要性
- 有識者会議を開催し、事故後対応の在り方、対応の実態について議論（平成26年度）。事故後対応の在り方について検討（平成27年度）。
- 平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとめ、公表。平成28年度から、同指針に基づく、事故後の調査の実施などを都道府県等に依頼。
- 幼稚園・認定こども園における事故、児童生徒の自殺、食物アレルギー事故には個別に対応指針があるため、本指針は適用されない。

実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
死亡事故※1	36	20	25	22
詳細調査（死亡事故）※2	5	2	1	0
詳細調査（死亡以外）	4	4	0	1

※1 「指針」では学校の管理下における死亡事故について、文科省に事故直後一報することを求めている。その件数。

※2 「指針」に基づき設置者等が行った詳細報告書の件数（文科省に提出されたもの）。

※3 年度は事件・事故の発生時による。

指針に基づく対応

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への
移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

災害共済給付制度とは

- 災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）と学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うもの。
- 運営に要する経費を国、学校等の設置者、保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度であり、現在、全国の学校・保育所等で児童生徒等総数の約95%にあたる1,660万人（平成30年度）が加入。
- 共済掛金の6～4割（義務教育諸学校の場合。その他は4～1割）は設置者が負担し、残りを保護者が負担
- 平成17年度を最後に掛金改定は行ってこなかったが、近年、高等学校等における給付支出の増大に伴い収支の均衡が崩れ、平成29年度より繰越欠損金が発生していることから、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」を改正し、令和元年度より高等学校等の掛金を引き上げたところ。
（併せて死亡見舞金を2,800万円→3,000万円（7%増）、障害見舞金を全等級増額（平均7%増））
- 共済掛金については、各年度について、政令により5月1日に在籍する児童生徒等の数に基づき、5月31日までに支払わなければならないこととされているが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生等に起因するやむを得ない理由により、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第9条に規定する支払期限（5月31日）までに共済掛金を支払うことができないと認められる学校等の設置者があるときは、その理由がやんだ日から2ヵ月以内に限り支払期限を延長することができることとする。



三者の互助

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額

学校種別		災害共済給付掛金	免責特約掛金
義務教育諸学校	一般	920(460)	15
	要保護	40(20)	15
	準要保護	920(460)	15
高等学校	全日制	2,150 (1,075)	15
	定時制	980(490)	15
	通信制	280(140)	2
高等専門学校		1,930(965)	15
幼稚園		270(135)	15
幼保連携型認定こども園		270(135)	15
保育所等	一般	350(175)	15
	要保護	40(20)	15

※注意1 ()内は、沖縄県における共済掛金の額です。

「教職員のための学校安全e-ラーニング」の活用を!!

全ての教職員は、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付ける。

各コース15分で学べる!!
学校安全の基礎から学べる!!
詳しくは、「学校安全×文部科学省」ポータルサイトで

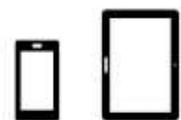
大学での
学校安全に関する
講義の教材として



個人の自己学習教材として



パソコン



スマホ
タブレット



教職員向け研修の
事前学習教材や動画教材として

初任者研修

校内研修

教員免許状
更新講習

etc.

⋮



コースの名称	対象者	主な内容
基礎研修 ①	教職員を目指す学生等	学校安全の全体像
基礎研修 ②		安全教育の基礎
基礎研修 ③		安全管理の基礎
初任者等向け研修	1年目から概ね5年程度の教職員	学校安全の具体
中堅教員向け研修	概ね6年以上、中堅として活動する教職員	学校安全のPDCA
管理職向け研修	管理職又はそれに準じる立場の教職員	目標と体系、組織活動

学校安全に関する主な動き

未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策

(令和元年6月18日昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)

【対策の主な柱（未就学児の安全確保関係）】

- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施
→令和元年9月末時点の結果を公表
- 地域ぐるみで子供を見守るための対策等
→スクール・ゾーンの設定の推進について6月27日付で教育委員会等に依頼。
→幼児の通園路や園外活動中における見守り活動の充実。
- 小学校の通学路の合同点検（継続）
→文部科学省、警察庁、国土交通省の連携の下実施した小学校の通学路の合同点検を継続実施。

川崎市における児童等殺傷事件を受けた政府の取組(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議)

【対策の主な柱】

- 全容解明と情報の共有
- 通学路の安全確保
→集合場所等の危険個所の点検（スクールバスの乗車場所等について全国の小中学校で点検を実施 等）
→警備・見守り活動の強化（スクールガード・リーダーの増員、見守り活動時に必要な装備品の配備）
→防犯教室の推進（警察・NPOとも連携した防犯教育の推進 等）
→保護者の不安解消に向けた取組（通学中の児童生徒の所在や状況を保護者が把握するための方策の検討・推進）
- 不審者情報の共有と迅速な対応
- その他の取組
→私立学校を含む学校安全確保対策の推進（SPS等の先進事例も参考にした取組の推進 等）
→安全確保に関する調査研究（登下校時における安全確保についての海外事例等の調査）

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

令和2年度予算 338百万円
(前年度予算額 119百万円)



文部科学省

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

■実施主体:都道府県及び市町村

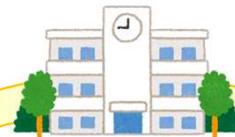
■補助率:国庫補助率1/3、都道府県、市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担

スクールガード・リーダー増員による見守りの強化

- スクールガード・リーダー (SGL) の空白地帯の解消に向け、現行の1,700人体制から4,000人体制へ増員
- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材 (警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等) に対する育成講習会の実施 (年間1地域10回開催)

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
- 装備品の充実 (防刃ベスト等)
- 学校等の巡回活動等を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援 (全市町村)



国公立学校

「地域の連携の場」
の構築など地域全体
で見守る体制を強化



ボランティア



警察



地域住民
保護者
PTA

スクールガード・
リーダー



- 見守り活動・警備上のポイント
- 不審者対応
- 等について具体的な指示、指導

スクール
ガード



スクールガード (ボランティア) の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施 (年間1地域10回開催)
- 最新の安全に関する情報、不審者情報の共有

スクールガードに対する活動支援

- 通学路や学校で子供の見守り活動の強化を図るため、「登下校防犯プラン」等に基づく防犯活動への支援 (全市町村)
- [活動例]
- ・防犯訓練の実施・通学安全マップの作成・登下校時のパトロール・地域の連携の場構築

コミュニティ・スクール、地域学校協働本部と連携した学校安全の取組

 安全教育において、地域と学校の連携・協働体制の構築は重要 

【参考】「学校と地域でつくる学びの未来」
ホームページQRコード



「地域学校協働活動」：幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

- ◆ 学校と地域が一体となって防災・防犯・交通安全に取り組むことができる
- ◆ 教育課程内の取組においても、地域の力を生かした授業づくりが可能になる

学校（コミュニティ・スクール※）

※ 学校運営協議会を設置している学校を指す。

学校運営協議会

学校運営への必要な支援に関する協議を行う合議体。地域の実情に応じて防災・防犯・交通安全も協議され得る。

<主な役割>

- ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認
- ②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること



保護者、地域学校協働活動推進員、地域住民など

●授業づくりなど

「総合的な学習の時間」等の授業において、地域住民や消防署・消防団等の専門家と連携し、出前授業などを通じて防災・防犯・交通安全教育を実施。

- ・地域と学校の協働による防災マップや地域安全マップの作成
- ・学校内の安全点検への協力

地域と学校が連携した安全教育の実現（地域学校協働活動）

●地域と学校の協働による防災訓練、防災キャンプの実施

地域の防災訓練と学校の防災訓練を合同で実施。引き渡し訓練、防災かまどづくり、炊き出しシミュレーション等を地域住民と子供たちがチームとなって実施。

⇒実際に災害が発生した際に、学校が避難所となる場合において、発災直後の教職員による一時的な運営から住民・防災部局のスムーズな移行が可能になる



●実践的な防災体験学習

消防署や消防団等の専門家の協力の下、防災体験活動（起震車体験、ペットボトルろ過器の作成、ロープワーク体験、AED体験等）を実施。

●防犯・交通安全の取組

地域住民による登下校の見守り 等



地域学校協働本部

地域学校協働活動を推進するための幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク



地域学校協働活動推進員

（地域と学校をつなぐコーディネーター）

※退職教職員、PTA経験者などその地域と学校の実情を理解している人。



消防署、消防士、
消防団員

保護者・地域住民・企業・
NPO等の様々な人・団体など

退職警察官

学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について【令和元年12月5日付け依頼文】

○気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害の発生、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震、首都直下大地震等の大規模な災害が懸念。

○東日本大震災の津波災害に係る大川小学校事故訴訟に関して、最高裁における上告棄却（R2.10.10）。

→学校安全計画、危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等の連携・協働の体制の見直しが必要

主なポイント



1 学校保健安全法に基づく取組について

(1) 学校における取組

- ① 学校安全計画の策定・見直し
- ② 実践的な防災教育の実施
- ③ 危機管理マニュアルの作成・見直し
- ④ 学校環境の安全の確保

(2) 学校設置者における取組

- 学校安全計画、危機管理マニュアルの内容の定期的な点検、指導・助言
- 校長からの申し出に対する必要な措置
- 教職員の研修の実施、管理職の資質・能力の向上

3 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

- 連携・協働できる体制の構築
- コミュニティ・スクールでの取組

・系統的・体系的な安全教育の推進
・「自助」「共助」「公助」の視点
・効果的な様々な教育手法 等

・危機発生時の役割分担の明確化
・学校の立地→危険発生時の対応
・想定を超える自然災害への備え
・教職員の迅速かつ適切な対応 等

2 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

- 要配慮者利用施設又は避難促進施設に該当する学校は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(2) 学校設置者における取組

- 設置する学校が所在する地域のハザードマップ等の確認及び当該学校への指導・助言

**新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A**
(令和2年5月13日時点) 【抜粋】

問40 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えられます。また、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、新年度当初に実施するのではなく、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場면을避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。

問47 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 運動会等の実施に当たっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えられます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内2674）

事務連絡
令和2年2月20日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの
根絶について

学校における体育活動の実施に当たっては、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、年間の指導計画の作成に際しても、体育の授業、体育的行事（運動会等）、運動部活動等の体育活動については、事故防止対策に万全を期する必要があります。

については、各学校において、別添に掲げた参考資料等も活用しながら、学校体育における事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶のための取組について再度確認を行うとともに、その取組の確実かつ適切な実施が図られるよう、教育委員会等において必要な対応をお願いします。併せて、教育委員会等においては、下記の事項について、各学校において適切な取組が行われるようお取り計らい願います。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知徹底をお願いします。併せて、各学校において、この文書を配付したり、校務支援システムを活用した情報共有を行うなど、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について、教職員を含む学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知徹底が図られるよう、教育委員会等においてお取り計らい願います。

記

- 1 授業等において使用する用具の安全確保について
授業等において使用する用具については、日常的に点検を行うなど、安全確保に

努めていただいているところですが、破損状態にあるものだけでなく、老朽化して安全に使用できない恐れのある用具については使用しないなど、適切に対処するとともに、正しい方法での用具の使用を徹底することにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いします。

また、体育活動を効果的に実施するため、教師が様々な工夫をしながら多様な自作の用具を使用することは、大変意義のある取組ですが、その作成や使用に当たっては、安全性を十分に考慮するとともに、初めて使用する自作用具の場合は、その使用前に、複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

2 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操については、これまでも安全性の確保について依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、組体操の実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等において安全対策の内容を把握するとともに、その妥当性や確実な実施の可能性について責任を持って確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

3 体罰やハラスメントの根絶について

昨年度においても部活動等での体罰が発生しており、体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）等において示しているとおおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室
指導係（併）保健教育係
電 話 03-6734-2674（直通）
ファクシミリ 03-6734-3790
電子メール staiiku@mext.go.jp

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」
 （平成26年度文部科学省委託事業）

平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 ※ 全学校等に配布（平成27年～28年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx

【重大事故の情報提供】

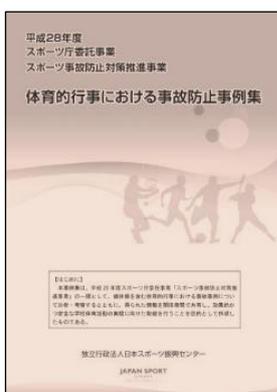


「学校安全ナビ」

独立行政法人日本スポーツ振興センター
 年3回（3月・6月・9月）と9月には特別号も発行
 ※ 全学校等に配布

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



「体育的行事における事故防止事例集」
 （平成28年度スポーツ庁委託事業）

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 ※ 全小学校・中学校等に配布（平成29年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月 文部科学省 ※ 全中学校・高等学校に配布（平成25年）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁 ※ 全中学校・高等学校に配布（平成30年）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm